

新町建設計画

(変更計画書)

※変更部分に下線

平成14年12月 中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会

平成23年 3月 変更 加美町

平成25年12月 変更 加美町

平成31年 3月 変更 加美町

令和 7年 3月 変更 加美町

新 町 建 設 計 画

目 次

I 序論	1
1 合併の必要性	1
2 新たなまちづくりの留意点	5
3 計画策定の方針	6
II 新町の現況	7
1 位置と地勢	7
2 気候	7
3 歴史	8
4 文化	9
5 地域資源	10
6 人口と世帯	11
7 土地利用	12
8 産業	12
9 県内類似市町との比較	14
III 建設の基本方針	15
1 基本理念	15
2 将来像	15
3 行政運営の基本姿勢	33
4 基本フレーム	34
5 新町の基本的構成	35
IV 建設計画	38
1 <u>自然豊かで持続可能なまち</u>	38
2 <u>誰もがずっと健やかに暮らせるまち</u>	42
3 <u>安心して快適に暮らせるまち</u>	47
4 <u>魅力と稼ぐ力を持つまち</u>	52
5 <u>本当の学びを得られるまち</u>	58
6 <u>協働と自立ができるまち</u>	63
V 新町への宮城県の支援概要	68
VI 公共的施設の統合整備	72
VII 財政計画	73
1 前提条件	73
2 前期財政計画	75
3 中期財政計画	76
4 後期財政計画	77
5 <u>終期財政計画</u>	79

I 序 論

1 合併の必要性

市町村は、住民に最も身近で基礎的な自治体として、これまでも教育、社会福祉、防災活動など、住民に密着したサービスの提供や地域の特色を活かしたまちづくりなどについて、重要な役割を果たしてきました。しかし、現在の市町村は、そのほとんどが「明治の大合併」、「昭和の大合併」を経て形成されたもので、その時代の社会経済の情勢などに応じて規模を変えてきました。このことから市町村の区域・規模は、普遍ではなく、時代の要請に応じて見直しが行われてきていることがわかります。

しかも、今日の市町村を取り巻く情勢は、少子・高齢化の進展、地方分権の推進、国・地方を通じる財政の著しい悪化など大きく変化しており、特に、人口規模の小さい町村ほど人口減少が著しく、高齢化率が高くなる傾向にあります。このまま推移すれば地域社会の存立そのものが危うくなりかねない地域が出てくることが懸念され、このような地域では必要な住民サービスの維持や向上が困難となることも予想されています。

このように市町村を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、市町村合併は、地域の一体的な整備、市町村の行財政基盤の強化、社会福祉等身近な行政サービスの充実等を図るとともに、将来にわたる地域の持続的な発展を確保するために極めて有効な手段であり、もはや猶予が許されない検討すべき課題となっています。

これらの様々な課題は全国どの市町村にも通じ、中新田町・小野田町・宮崎町の3町においても例外ではなく、3町における課題を具体的に示すと次のようになります。

(1) 生活圏の拡大に応じたまちづくり

住民のニーズが多様化し、ヒト・モノ・カネ・情報が市町村の区域を越えて流出入する時代において、これまで同様に限られた市町村の区域のみで自己完結的に同じ行政サービスを提供する市町村行政システム自体が非効率であり、より広域で、より機動的な対応が求められています。

3町においては、通勤・通学、買物や通院など日常生活が郡内で充足されるものも多く、生活圏の一体度が高くなっています。さらに、市街地の連たんも見られ、各町を越えたより広い見地から一体的なまちづくりが必要になっています。

(2) 新たな行政課題に対応するための行政体制の整備

介護保険やダイオキシン対策など、複雑・多様な行政ニーズが次々に生じるなど、市町村の事務は質、量とも大きく変わってきています。

特に、経済状況の変化により、従来型の企業誘致による地域振興は困難な状況になりつつある現在、3町においても、地域内において新しい産業の萌芽を発掘、育成し、果実をつけ、結果としてその地域の振興を図る必要があります、行政の役割が極めて大きいと言えます。

このため、各町の地域振興策においては、情報の収集管理、分析、調査、研究に基づき、政策の立案・実施、政策の評価など、いずれの面をとっても高度な専門知識をもって組織的な取り組みを行う体制の整備が求められています。

このような新たな行政課題にそれぞれの町が個別に対応するには、人的・組織的な限界があり、積極的な役割を果たすことが困難になっているのが実情です。

(3) 少子・高齢化の進展に伴う社会構造の変化

本格的な少子・高齢化が急速に進み、今後、人口、とりわけ労働力人口が減少することにより、社会構造は大きな転換期を迎えようとしています。

3町においても、人口は減少傾向を示し、高齢化比率も高くなっています。町の存立基盤である人口の減少は、町の財政規模の縮小など、町の行財政能力の低下を招きます。

一方、高齢者の増加は、医療・福祉等に対する町の負担をさらに増大させるなどのさまざまな課題をもたらすことが予想されます。

3町では、将来の人口構成を展望すれば、町民の4分の1を占める高齢者に対して適切な行政サービスを提供できるように、人的・財政的な基盤の整備が求められています。

(4) 地方分権の推進

個性豊かで活力に満ちた地域社会をめざす分権型社会において、地方分権の推進主体である市町村は、企画部門の充実を図り、住民ニーズ、地域特性、時代変化に応じたまちづくりを主体的に進めていくことが重要であり、従来のように国や県のマニュアル頼りに事務を処理するのではなく、自ら政策を立案し、地域に説明し、実施することが求められています。

地方分権の推進により、市町村には自己責任能力が強く求められることになり、市町村の能力の違いが、地域の行政サービスの差や活力などに直接的に影響することが予想されます。

そのため、市町村はより一層主体的な行政運営に取り組むことが必要になり、特に職員の政策立案能力が重要になります。さらに、さまざまな権限移譲が進展するにつれて、町の事務量は増加し、新しい分野での事務の発生、専門的な判断機会の増加なども予想されます。

このような変化に対応するためには、地方分権に対する適切な受け皿づくりを進めておく必要があります。また、権限移譲に対応した要員の確保、専門的な人材の育成を図り、分権時代にふさわしい組織体制を整えることが必要になります。

(5) 財政の危機的状況

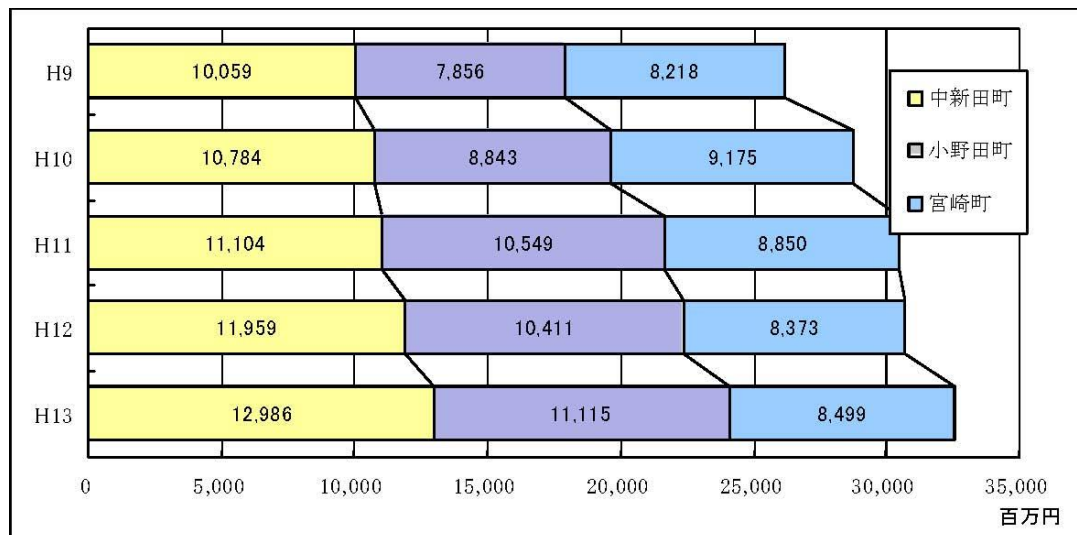
国、地方を合わせた長期債務残高は、平成14年度末で693兆円（国民1人当たり約540万円）に達する見込みであるなど極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、地方交付税制度の見直しが論議されるなど、地方財政はさらに厳しい財政運営を強いられることは必至です。また、地方分権の推進による市町村の主体的な住民サービス向上への取り組みなどにおいて、将来的には小規模町村ほど厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

下図が示すように、平成13年度末の地方債現在残高が各町それぞれ約85億円～130億円（償還額の一部は交付税で措置される）と増加する一方、積立金現在残高は減少の一途をたどっているほか、財政構造の硬直度を示す指標である経常収支比率、公債費負担比率などが年々悪化しています。

このように3町財政は、極めて厳しい状況ですが、住民サービスの低下を招くことなく、サービス水準を維持し、さらに向上させていくためには、限られた財源の中でより効率的な行政を確立する必要があります。さらには、合併により、管理経費や人件費の削減等により財政基盤の強化が必要です。

図1 3町の地方債残高の推移



※ 町の全会計及び一部事務組合の合計の金額である。 資料：決算状況調査

図2 3町の地方債等残高（債務負担行為を含む）

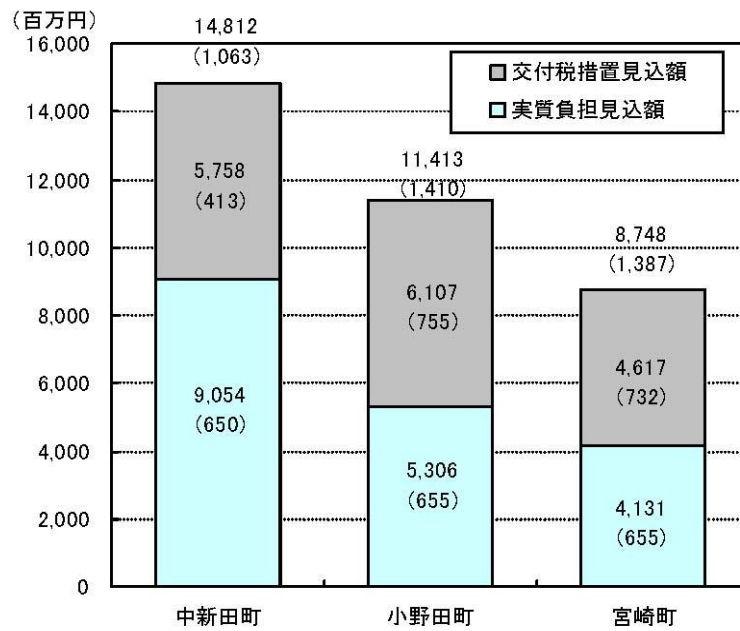
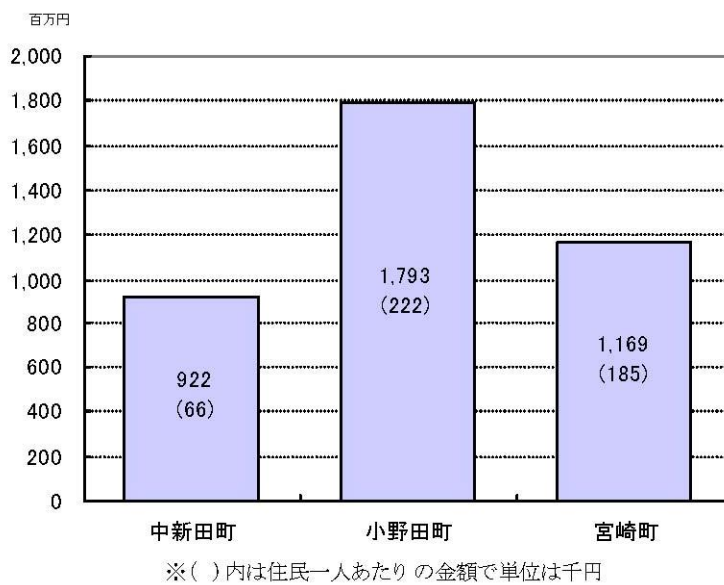


図2の地方債等残高は、平成13年度末の地方債等残高及び平成14年度以降の支払い予定を含んでおり、交付税措置見込み額は後年度の交付税措置が見込まれるものであり、実質的に今後の支払いを伴うのは、実質負担見込み額である。

図3 積立金現在高（平成13年度末）



2 新たなまちづくりの留意点

合併にあたっては、平成13年12月に実施した住民アンケート調査結果を十分に踏まえた計画とする必要があります。住民アンケート調査結果から新町においては、住民のこれらの期待に応えつつ、不安を解消する施策を展開していくことが重要です。

現在の行政サービスの満足度と今後の優先度、新町が行う事業として重要な事業については、次のとおりです。

現在の行政サービスの満足度と今後の優先度

全般に、現在の行政サービスとしては教育・文化関連施策や、各種施設・まちの基盤整備（道路を除く）の満足度が高くなっています。

しかし、「働く場所の確保・新しい雇用の創出」や「商業、工業、流通業の振興」といった産業関連施策については不満度が高い結果となりました。

一方、今後の行政として取り組むべきサービスの優先度は各種施策とも優先すべきとされていますが、特に保健・福祉分野や環境・生活関連施設について優先するべきだという回答が目立ちました。

ここでは、30の選択肢のうちから今後行政が優先してサービスを提供すべきものとして回答が多かったものを示します。

	優先すべき	できれば優先すべき	あまり優先しなくてよい	優先しなくてよい	不明
医療体制の充実	47.8%	27.7%	3.3%	1.1%	20.1%
働く場所の確保・新しい雇用の創出	55.2%	18.9%	1.7%	0.7%	23.5%
高齢者福祉の充実	38.5%	34.3%	6.4%	1.9%	18.9%
小学校・中学校での教育の充実	33.3%	34.4%	5.9%	1.3%	25.1%
健康づくりの推進	28.8%	38.8%	8.0%	1.7%	22.7%
障害者（児）福祉の充実	26.1%	39.7%	5.7%	1.3%	27.2%
災害に強いまちづくりの推進	30.6%	34.9%	7.5%	2.0%	25.0%
幼児教育の充実	26.6%	38.1%	7.7%	1.6%	26.0%
リサイクルや省エネルギー等の推進	26.0%	38.0%	7.6%	1.6%	26.8%
乳幼児や子どもの福祉の充実	24.5%	39.4%	6.6%	1.3%	28.2%

新町が行う事業として重要な事業

合併後の新町において取り組むべき事業のうち、22の選択肢の中で重要なものを伺ったところ、最も多かったものは「総合的な保健医療福祉サービスの向上」でした。以下に回答が多かったものを順に5つ示します。（なお、本問では答えを5つまで選んでいただいています。）

	新町で行う事業のうち重要度が高いもの	回答割合
1	医療機関等の協力のもと保健福祉センターを中心とした、総合的な保健医療福祉サービスの向上	52.7%
2	産業の活性化や企業誘致の推進	32.6%
3	家庭からのゴミや農産生産によるゴミ等の有効活用を図る廃棄物対策	27.9%
4	子育てしやすい地域づくり	24.8%
5	行政に対し、相談や意見の提案ができる情報システムづくり	24.2%

3 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、3町の合併に際して、合併特例法第5条に基づき、中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会が作成するものであり、合併後の新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより新町の速やかな一体化を促進して、新町の総合的・一体的な発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

また、本計画に位置づけられる一定のソフト・ハード施策については、合併特例債等の財政支援措置が講じられることとなり、それらの制度を活用して、新町のまちづくりをより円滑に、効果的に推進することも可能となります。

(2) 計画の構成

この計画は、新町を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、作成年度（平成15年度）及びこれに続く25年間とし、平成15年度から平成19年度までの5年間を前期計画、平成20年度から平成25年度までの6年間を中期計画、平成26年度から令和6年度までの11年間を後期計画、令和7年度から令和10年度までの4年間を終期計画とします。

(4) 計画の留意点

新町建設の基本方針を定めるにあたっては、人口など基本的な新町のフレーム（枠）を基礎とし、将来を展望した長期的な新町のあるべき姿を示すものとし、建設計画には、そのために必要な施策の基本的な方向、主な施策、主な事業について記入します。

また、合わせて新町建設のための県の支援概要も記入するものとします。

さらに、財政計画については、歳入面では地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとし、その上で、建設計画に示した施策を行える計画を示すものとします。

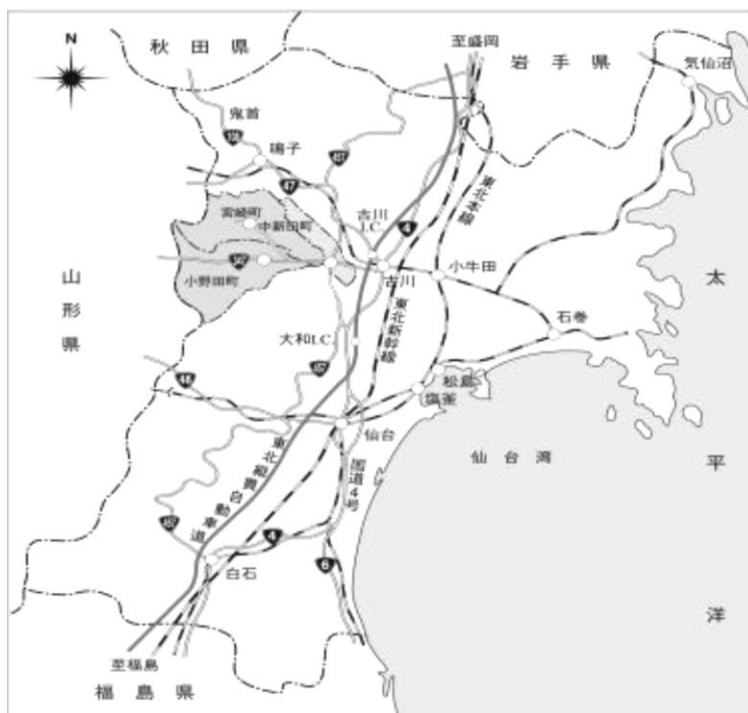
Ⅱ 新町の現況

1 位置と地勢

新町は、宮城県の北西部に位置し、ブナなど豊かな森林を有する船形連峰をはじめとする奥羽山脈を背に、そこに源を発する鳴瀬川、田川などが新町を貫流しています。新町には、加美富士と呼ばれる薬菜山がそびえており、広大な扇状形に開けた平坦地は、日本有数の穀倉地帯大崎耕土の一角をなしています。

このような丘陵地帯、高原、平野部などの豊かな自然環境に恵まれた地域条件を活かした特徴あるまちづくりを進めてきています。

図1 位置図



2 気候

新町の気象は、寒暖の差が大きい内陸型気候に属しています。最近5年間の平均気温は12.3℃、年間平均降水量は1,141mmであり、冬から春にかけて北西風が強い地域です。

西部山岳・丘陵地域は、東部地域に比べて平均気温は低く、西部になるほど標高が高くなっているため降雪量も多くなり、豪雪地帯に指定されています。

3 歴史

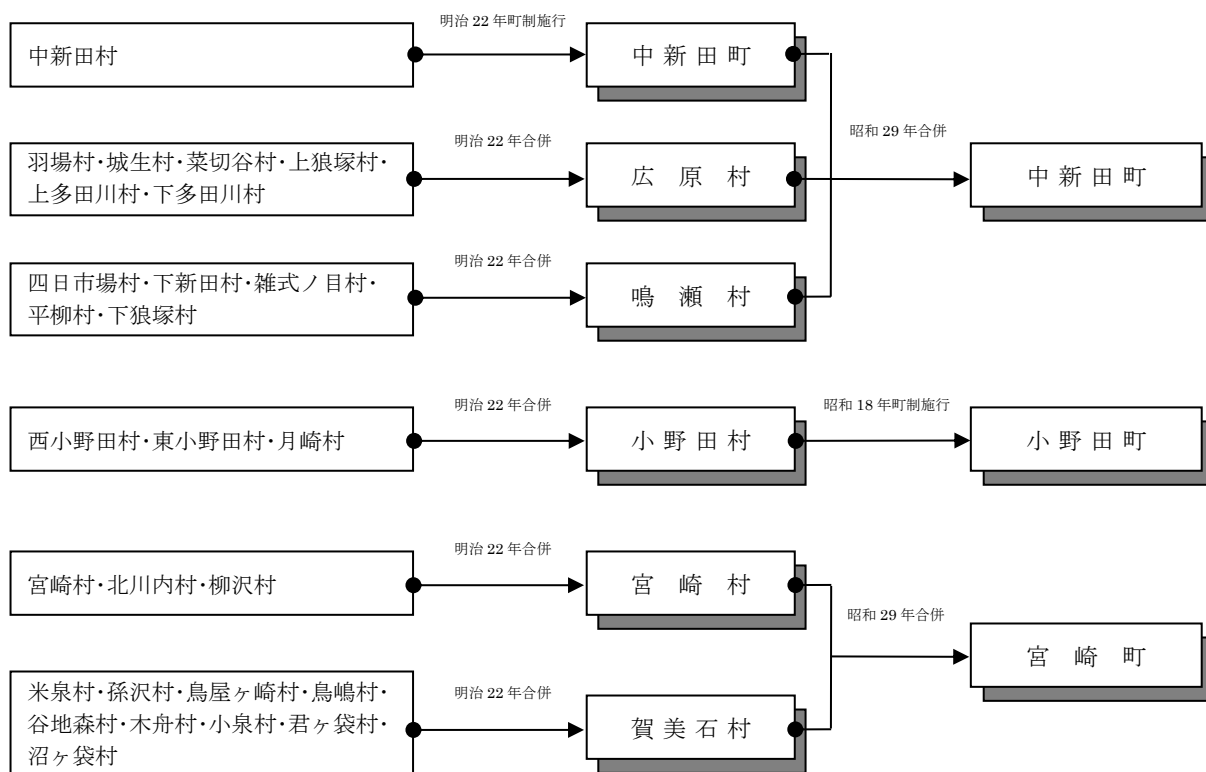
新町には縄文時代の遺跡が数多く存在しており、先史の時代から豊かな縄文文化が花開いていました。8世紀頃、この地域は、陸奥の国府多賀城より出羽国府ないし秋田城に行く要衝の地にあったため、兵士や人馬の往来が激しく大変な賑わいを呈していたものと思われます。

中世を迎え、この地域は大崎氏の支配を受けることになりましたが、戦乱の時代を経て伊達家の藩政下に入りました。伊達家は、領内の支配体制を確立するため田畑の総検地を行い、この検地によって3町の旧村の原型が確立しました。

明治に入り、政府が中央集権国家の基礎を確立すると、明治22年には、戸籍や小学校などの事務を円滑に行うことを目的に、全国一律に行った「明治の大合併」により、27村が1町5村に統合されました。

昭和となって、戦後のさまざまな改革の中で地方自治の強化が図られました。昭和29年には、新制中学が合理的に運営できる人口規模という点を念頭にした「昭和の大合併」により、中新田町、広原村、鳴瀬村が中新田町に、宮崎村、賀美石村が宮崎町になり、昭和18年に町制を施行した小野田町を含め、現在の3町を構成することになりました。

■ 3町の沿革



4 文化

3町は、長い歴史の中で培われ、地域に根ざした生活や伝統芸能、祭などの地域文化が豊富にあり、個性あふれる文化を継承し、誇り高い地域です。

国・県指定文化財には、松本家住宅（小野田町）、城生柵跡（中新田町）、東山官衙遺跡（宮崎町）等があり、また県指定の無形民俗文化財には、中新田の虎舞や小野田の田植踊等が有名です。

3町内の国・県指定文化財等

建造物

文化財の名称	指定種別	指定年	所在地
松本家住宅	国指定重要文化財	昭和46年	小野田町

無形民俗文化財

文化財の名称	指定種別	指定年	所在地
<u>小野田の田植踊</u>	<u>県指定無形民俗文化財</u>	昭和35年	小野田町
<u>中新田の虎舞</u>	<u>県指定無形民俗文化財</u>	昭和49年	中新田町
<u>葉菜神社三輪流神楽</u>	<u>県指定無形民俗文化財</u>	昭和53年	小野田町
柳沢の焼け八幡	<u>県指定無形民俗文化財</u>	平成8年	宮崎町
小泉の水祝儀	<u>県指定無形民俗文化財</u>	平成8年	宮崎町
<u>切込の裸カセドリ</u>	<u>県指定無形民俗文化財</u>	<u>平成14年</u>	<u>宮崎町</u>

史跡及び名物

文化財の名称	指定種別	指定年	所在地
城生柵跡	国指定史跡	昭和54年	中新田町
東山官衙遺跡	国指定史跡	平成11年	宮崎町
菜切谷廃寺跡	県指定史跡	昭和31年	中新田町

動物

文化財の名称	指定種別	指定年	所在地
魚取沼の <u>テツギョ</u> 生息地	国指定天然記念物	昭和8年	宮崎・小野田町

（資料：平成12年版宮城県統計年鑑）

5 地域資源

3町は、古くから山形県や秋田県へ通じる幹線道路上に位置するものとして重要視され、歴史の中で培われた伝統芸能や祭などが地域に根づいています。また、県立自然公園船形連峰をはじめとする豊かな自然に恵まれており、大自然をフィールドとした多彩なレクリエーションやレジャーが楽しめる地域となっています。

各町ではそれぞれ、自然や地域文化を伝承してきており、これら地域資源を生かした町づくりが進められています。

■ 主要な地域資源（施設・物産等）

町 名	施 設 名	特 産 物 等
中新田町	・パツハホール ・東北陶磁文化館 ・縄文芸術館 ・墨雪墨絵美術館	・地酒、アユ ・打刃物（包丁・草刈鎌） ・茸（エノキ）、ネギ、味噌、乾麺、菓子
小野田町	・やくらいウォーターパーク ・やくらい薬師の湯 ・林泉館 ・都邑館 ・荒沢自然館	・薬菜高原大根、山菜、イワナ、ヤマメ ・木工品、もち菓子 ・小瀬菜、ユリ（カサブランカ）、漬物 ・地ビール
宮崎町	・ゆ〜らんど ・ふるさと陶芸館 ・陶芸の里スポーツ公園	・切込焼、木工品 ・はとむぎ入陶芸めん、椎茸、山菜、萩っこ漬、 ・若草漬、竹炭 ・みやこがねもち、合鴨肉、花卉

6 人口と世帯

全国的にも少子・高齢化が進行する中で、3町においても、過疎化に伴う人口の減少が進み、人口構造が大きく変化してきています。

平成2年から平成12年の10年間では、30,184人から28,330人と約6%の人口が減少し、さらに、令和2年には21,943人となり、30年間で約27.3%の人口が減少しています。

平成12年における年齢3区分別人口を平成2年と比べて見ると、65歳以上人口が約42%増加、15歳～64歳人口は約12%減少、0～14歳人口は約30%減少となっており、高齢化、少子化の進行がうかがえます。特に、0～4歳人口は、1,660人から1,092人へと約34%の減となり、少子化が急速に進行しており、令和2年では、0～14歳人口が全人口に占める割合は、10.6%になっています。

一方、高齢化率は、65歳以上の人口増加に伴い、平成2年から平成12年までの10年間に16.8%から25.5%へと大きく増加し、さらに、令和2年には37.1%になっていることから、10人のうち3人以上が高齢者という時代に突入しています。

このまま推移すると3町における人口減少、少子・高齢化の傾向は、今後さらに進むものと予想されます。

人口と世帯の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 人 口	30,184	29,466	28,330	27,212	25,527	23,743	<u>21,943</u>
世 帯 数	7,315	7,518	7,669	7,768	7,597	7,564	<u>7,641</u>
1世帯当たりの人員	4.13	3.92	3.69	3.50	3.36	3.12	<u>2.85</u>

(資料：国勢調査)

年齢3区分別人口の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
(0～14歳)	5,813	4,964	4,044	3,471	3,054	2,696	<u>2,327</u>
	19.3%	16.8%	14.3%	12.7%	11.9%	11.4%	<u>10.6</u> %
(15～64歳)	19,283	18,264	17,059	16,078	14,669	13,200	<u>11,468</u>
	63.9%	62.0%	60.2%	59.1%	57.5%	55.6%	<u>52.3</u> %
(65歳以上)	5,088	6,238	7,221	7,663	7,520	7,835	<u>8,137</u>
	16.8%	21.2%	25.5%	28.2%	29.5%	33.0%	<u>37.1</u> %

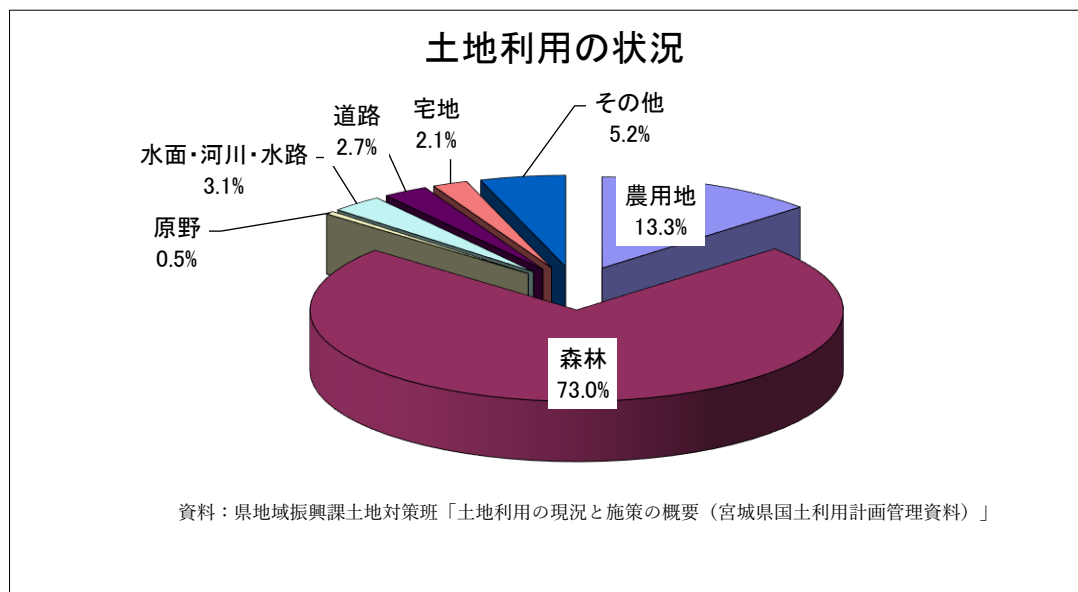
※年齢不詳分を除く (資料：国勢調査)

7 土地利用

新町は、東西約32km、南北約28km、面積は約461 km²を有します。

地目別では、森林が約337km²で73%を占め、農用地が約61km²で13%を占めていることから、それらの有効活用が求められています。

図2 3町の土地利用の状況



8 産 業

新町は、稲作と畜産との複合経営などの農業を基幹産業とし、地域資源や伝統技術に根ざした地場産業の振興やインターチェンジへの近接性を生かした工業の導入、地域商業の振興などを積極的に進めてきています。

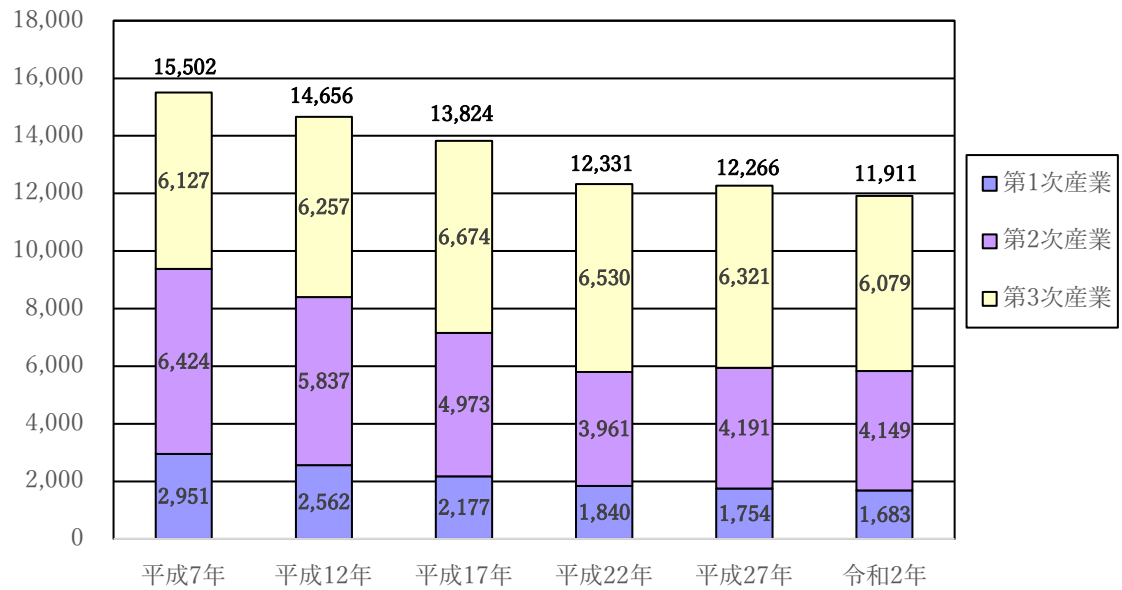
新町の就業者人口は、平成17年に13,824人で、平成7年の15,502人に比べ1,678人（約10.8%）減少し、さらに、平成27年までの10年間で1,558人（約11.3%）、令和2年までの5年間で355人（約2.9%）減っています。

産業分類別就業者人口では、第1次産業、特に農業の占める割合が大きく減少していることから、新たな後継者対策が望まれます。

また、純生産額（帰属利子控除前）をみると、平成9年の831億1,400万円から平成17年の766億7,800万円へと約64億円（7.7%）減少し、さらに平成27年には672億3,200万円と大きく減少していますが、令和2年には718億2,800万円と若干回復しています。

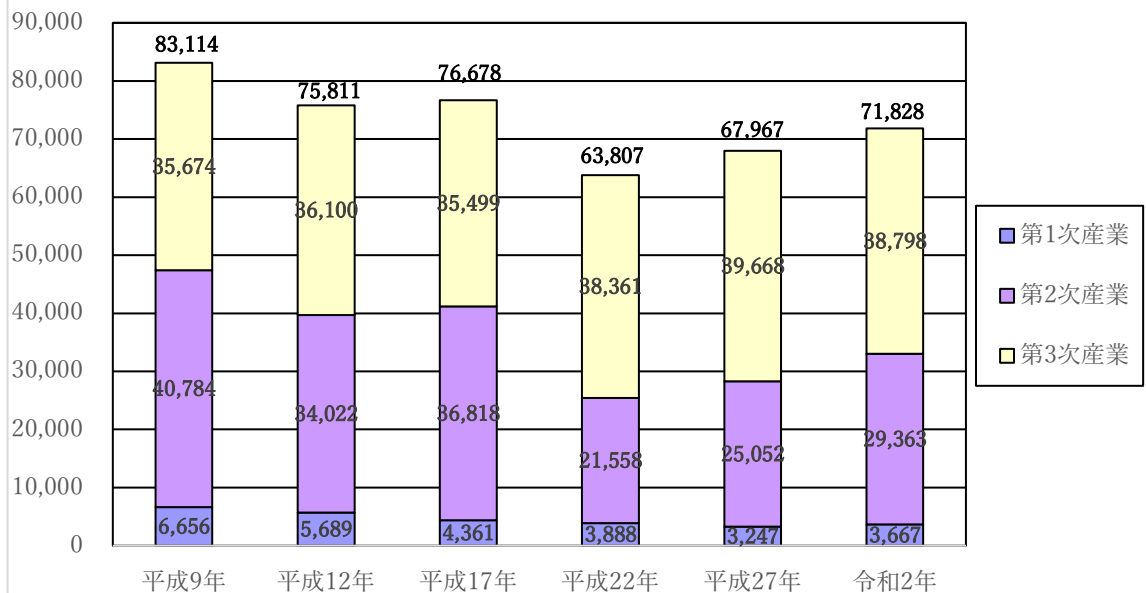
産業別純生産額において第1次産業は、平成17年の43億6,100万円から令和2年の36億6,700万円（△15.9%）、第2次産業は平成17年の368億1,800万円から令和2年の293億6,300万円（△20.2%）と大きく減少しています。

図3 3町の産業分類別就業人口の推移



※分類不詳は、第3次産業に含む（資料：国勢調査）

図4 3町の産業別純生産額の推移



※純生産額は帰属利子控除前の値（資料：令和2年度市町村民経済計算 宮城県企画部）

9 県内類似市町との比較

新町の主要指標を、県内の類似市町と比較すると下表のとおりとなります。

新町は、広大な面積、豊かな森林、産業的には、農業・林業に特色のある県内でも有数の町となります。

今後は、この特色を活かしながら、豊かな生活環境を整備しつつ、人口の減少に歯止めをかけるために、第2次産業・第3次産業とバランスのとれた振興を図ることが必要です。

表1 県内類似市町の主要指標の比較

市町／指標	基礎的指標						第1次産業的指標					
	順位	人口 (人)	順位	世帯数 (世帯)	順位	面積 (km ²)	順位	農業 (経営体)	順位	経営耕地 面積(ha)	順位	地域森林計画対 象民有林 (ha)
柴田町	1	38,271	1	15,546	6	54	6	488	6	833	6	1,849
利府町	2	35,182	2	12,538	8	45	8	262	9	317	5	2,012
亘理町	3	33,087	3	12,181	5	74	1	985	4	2,622	7	1,024
大和町	4	28,786	4	11,441	2	226	5	544	5	2,239	2	11,027
美里町	5	23,994	6	8,565	4	75	4	580	2	3,973	10	14
大河原町	6	23,571	5	9,524	9	25	9	258	8	555	8	702
新 町	7	21,943	7	7,641	1	461	2	931	1	5,421	1	18,211
七ヶ浜町	8	18,132	8	6,462	10	13	10	28	10	64	9	181
涌谷町	9	15,388	9	5,452	3	82	3	904	3	3,055	4	2,164
松島町	10	13,323	10	5,017	7	54	7	304	7	748	3	2,548
参 考 角 田 市		27,976		10,276		148		1,535		3,428		5,529

市町／指標	第2次産業的指標				第3次産業的指標			
	順位	工業事業所数 (事業所)	順位	製造品出荷額等 (百万円)	順位	商業事業所数 (事業所)	順位	年間商品販売額 (百万円)
柴田町	5	45	2	157,225	3	248	5	56,279
利府町	4	46	6	37,351	6	207	3	59,712
亘理町	1	71	4	68,056	5	207	6	36,349
大和町	2	67	1	622,672	4	241	1	81,875
美里町	6	39	7	34,022	7	168	2	67,774
大河原町	7	32	8	22,830	1	290	4	57,322
新 町	3	62	3	77,046	2	268	8	24,209
七ヶ浜町	10	8	10	1,549	10	74	10	8,250
涌谷町	8	31	5	54,461	8	156	7	34,734
松島町	9	14	9	3,663	9	136	9	9,598
参 考 角 田 市		57		198,323		262		35,364

資料：人口・世帯数(R2.国勢調査) 面積(R6.7.1 国土地理院) 農家戸数・経営耕地面積(2015 年農林業センサス)

地域森林計画対象民有林(R4.3 県林業振興課) 工業事業所数・製造品出荷額等(2020年工業統計調査)

Ⅲ 建設の基本方針

1 基本理念

新町のまちづくりをさらに発展的に、かつ統合的に推し進めるため、「新町総合計画」との整合性を図り「新町建設計画」を策定します。

新町は、住民の生命財産を守る責務と安全・安心な地域を作る使命を果たすため、以下の3つの理念に基づいたまちづくりを推進します。

○加美町は、雄大な自然が生み出す景観と肥沃な耕土が育んだ食に恵まれた町です。

・加美町の自然、食といった長所を生かしたまちづくり

○加美町は、深い歴史が紡いだ文化と芸術が受け継がれるとともに、新しい未来が花開く町です。

・加美町の伝統、文化、歴史を生かしたまちづくり

○加美町は、熱い息吹が木霊（こだま）する、魅力と活力に溢れる人たちが暮らす町です。

・働く世代が安心して仕事、子育てができるまちづくり

・高齢者や弱者が穏やかに暮らせるまちづくり

・町民の皆さんが、活気に満ち、互いに想い、声が届くまちづくり

2 将来像

まちづくりの3つの基本理念に基づき、「住民満足度100パーセント、日本一の加美町」を目指し、その実現に向けて、6つの将来像を設定します。

特に、人口の減少や少子・高齢化、産業の低迷などの課題に対応し、真の豊かさと活力を築く環境を多面的に創出するため、施策の大綱として『雇用の創出』、『子育て支援の充実と教育力の向上』、『高齢者及び弱者に対する福祉の施策』に向けて、これからのまちづくりに係わる多様な施策の立案を行います。

また、将来像の実現に向けた町政の運営にあたっては、本町に住み、働く一人ひとりが関心を持って参画し、住民本位の施策及び事業の展開を図るとともに、町内や町外との多様な連携と交流を通じて、地域に対する誇りと安らぎが実感できる質の高いまちづくりをめざします。

〔キャッチフレーズ〕

「住民満足度100パーセント、
日本一の加美町」

【施策の大綱】

「雇用の創出」

「子育て支援の充実と教育力の向上」

「高齢者及び弱者に対する福祉施策の実現」



【新町の将来像】

- 自然豊かで持続可能なまち
- 誰もがずっと健やかに暮らせるまち
- 安心して快適に暮らせるまち
- 魅力と稼ぐ力を持つまち
- 本当の学びを得られるまち
- 協働と自立ができるまち

1. 自然豊かで持続可能なまち

美しく豊かな自然や景観を町民と行政が協働で守り、自然との共生社会の実現を目指します。

また、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、ごみや廃棄物等の対策を通じ、全町的な循環型社会の構築をめざします。

さらに、自然との共生を目指して、生物多様性の保全と回復に向けた取り組みを進めます。

1. 自然環境の保全と活用

- (1) 自然愛護活動の推進
- (2) 豊かな水辺空間の維持
- (3) 森林保全・管理の推進
- (4) 森林空間活用の推進
- (5) 環境保全活動の推進

2. 脱炭素に向けたまちづくり

- (1) 再生可能エネルギーの利用促進
- (2) 町民・事業者の省エネ行動の促進
- (3) 地域環境の整備及び改善
- (4) 環境学習・教育の推進

3. まちなみ・農村景観の保全

- (1) 加美町協働のまちづくりプランに基づいた景観づくり
- (2) 地域美化活動の推進

4. 循環型社会の構築

- (1) 循環型社会の形成
- (2) 不法投棄対策の推進

【施策の方向】

○自然環境の保全と活用

・町民と行政が協働しながら森林、農地、水辺空間などの豊かで多様な自然環境とその多面的な機能を将来にわたり守り育て、活用していきます。また、豊かな森林空間を活用したレクリエーション空間の維持保全や環境学習活動の機会を創出するとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）・町民の環境美化・自然愛護の意識醸成や取り組みを充実させていきます。

○脱炭素に向けたまちづくり

・「再生可能エネルギー等の利用促進」、「町民・事業者の省エネ行動の推進」、「地域環境の整備及び改善」、「循環型社会の形成」等の施策を実行し、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減、2050年度のカーボンニュートラル実質ゼロの実現を目指します。

また、学校や地域、職場などにおける環境学習機会の充実を図り、環境に対する意識の普及啓発を推進します。

○まちなみ・農村景観の保全

・町民や地域コミュニティ、行政等が共通の認識を持ち、協働して「自然と共生し、人のなりわいと暮らしが見える加美町らしい景観」を守り育てる活動に積極的に取り組んでいくため、啓発活動を実施していきます。

・また、景観の保全に向けた活動も含め、協働の景観まちなみづくりを進めていきます。

○循環型社会の構築

・町民・事業者に対する環境意識啓発活動を推進するとともに、ごみ分別の徹底と減量化・再資源化に向けた広報と意識啓発に取り組めます。また、町民、事業者、行政が協力して良好な環境を維持し、関係機関と連携した監視体制を強化して、不適正な処理の未然防止に努めます。

さらに長期的・総合的な視点に立って廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を推進し、環境への負荷が少なく持続的に発展する町を目指します。

2. 誰もがずっと健やかに暮らせるまち

健康づくりの支援や地域医療の充実に取り組むことにより、疾病予防と健康寿命の延伸を図ります。

また、高齢者を地域で支える福祉環境づくりや、障がいを持つ方・サポートを必要とする方への適切な支援、福祉団体の活動支援等により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送れる環境を形成します。

子育て分野に関しては、ニーズに寄り添った切れ目のない支援を庁内横断的・総合的に実施し単なる「子育て支援」に留まらない長期継続かつ充実した事業の展開を図ります。

1. 健康づくりの推進

- (1) 生活習慣病予防対策の充実
- (2) 食育の推進
- (3) 歯科保健対策の充実
- (4) がん予防対策の推進
- (5) こころの健康づくり対策の推進
- (6) 感染症対策の充実

2. 医療体制の充実

- (1) 地域医療の充実
- (2) 関係機関との連携

3. 高齢者福祉の充実

- (1) 健康づくり・介護予防の推進
- (2) 地域で安心して暮らせる支援体制の整備
- (3) 地域包括ケアシステムの充実・深化
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 介護保険サービス提供体制の充実

4. 障がい者（児）福祉の充実

- (1) 自分らしい生活を送るための支援体制づくり
- (2) 安心して住み続けるための生活環境づくり
- (3) 障がいへの理解を深め、ともに暮らす地域づくり

5. 子育て支援の充実

- (1) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実
- (2) こどもが健やかに成長できる環境整備の推進
- (3) 支援を要する児童への対応などきめ細かな取組の推進
- (4) 地域における子育ての支援
- (5) 子育てにやさしい環境づくり
- (6) 県や民間と連携した出会いの場や情報の提供

6. 地域福祉の充実

- (1) 地域福祉の体制の強化
- (2) 地域福祉活動の充実

【施策の方向】

○健康づくりの推進

・自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、町民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するとともに、生涯を通じた総合的な保健・疾病対策に取り組むことにより、健康寿

命の延伸を図ります。

また、生活習慣病を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防対策とともに、症状の重症化や合併症の発症を予防する対策を推進していきます。

さらに、健康づくりに関する団体や事業所等との連携・協力を努め、町ぐるみで町民の健康づくりに取り組みます。

加えて、健康増進のための効果的な保健事業等の推進に係る「加美町国民健康保険データヘルス計画」等に基づき、医療費の適正化を図っていきます。

○医療体制の充実

・町民が必要な時に最適な医療が受けられるよう、医療と行政の連携による地域医療の充実を図ります。

○高齢者福祉の充実

・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことができるよう、より一層、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取り組みを推進します。

また、介護・予防・医療・生活支援・住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実・深化に向けた取り組みや、高齢者を地域ぐるみで助け合い・支え合いながら安心して暮らし続けていける、「地域で支える福祉」環境づくりを目指します。

さらに、高齢者のもつ知恵や技の積極的活用ができるよう、シルバー人材センターに対する支援などを進めます。

○障がい者（児）福祉の充実

・障がいを持つ方を自らの決定に基づき社会参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、障がいを持つ方が意思決定過程に参画することとし、その視点を施策に反映させます。

また、障がいを持つ方の自立及び社会参画の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、差別の解消、社会のあらゆる場面における合理的配慮やアクセシビリティの向上に向けた取り組みを推進します。

さらに、障がいを持つ方がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育、雇用などの各分野の連携のもと施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。また、障がい特性、障がいの状態、生活実態などに応じた個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。

○子育て支援の充実

・新たに設置したこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行える体制を整備するとともに、社会全体でこどもを健全に育成できる環境や仕組みづくりを推進します。

また、こどもやその家庭のニーズに寄り添い、こどもの心身の健全な発達が実現されるような環境の整備や、児童虐待の防止、困難を抱えるこどもや家庭への支援等の充実を図ります。さらに、成長に応じた教育・保育サービス提供の充実を図るとともに、地域のニーズに応じた切れ目のない子育て支援を、質・量両面にわたり総合的に推進します。

放課後児童クラブについては、児童が安全に楽しく過ごせる居場所を確保し、保護者の様々な就労形態にも対応することで、安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを継続して実施していきます。

加えて、若者や子育て世帯が定住できる住環境の整備や、子育て家庭が安全で安心して子育てできる生活環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、働きやすい職場環境づくりを促進します。

単なる「子育て支援」に留まらない、長期継続かつ充実した子育て支援施策は、加美町への移住・定住の促進といった人口減少対策にも繋がることが期待できるため、住宅支援や雇用の場の確保、学校教育等の充実とあわせ、庁内横断・総合的な展開を図ります。

○地域福祉の充実

・町民主体の地域福祉の実現をめざして、地域で相互に助け合う地域福祉の充実を図るため、地域の実情を踏まえながら、町民相互扶助の体制や権利擁護、人材育成や福祉教育を推進します。

また、福祉団体やボランティア、NPOなど地域福祉に関わる組織を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

3. 安心して快適に暮らせるまち

平時からの消防防災・防犯体制の強化や日常生活の維持に必要な社会インフラの維持、治山治水対策等により、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、道路交通の利便性や安全性の向上・付帯施設の長寿命化、立地に応じた快適な居住環境の維持、公園緑地の長寿命化と機能向上、利便性の高い公共交通機能の充実等により、誰もが住みよい生活環境の形成を図ります。

1. 消防防災・防犯対策の充実

- (1) 危機管理体制の整備促進
- (2) 消防防災施設及び体制の充実
- (3) 防犯対策の充実

2. 上下水道事業の推進

- (1) 上水道事業の推進
- (2) 下水道事業の推進

3. 総合的な交通体系の整備

- (1) 道路網の改良・整備
- (2) 生活関連道路網の維持管理及び整備
- (3) 冬期の安全な交通の確保
- (4) 道路ストック長寿命化の促進
- (5) 公共交通の確保

4. 交通安全対策の充実

- (1) 交通安全施設の整備促進
- (2) 交通安全運動の充実
- (3) 安全な通学路や歩行空間の確保

5. 治山・治水対策の推進

- (1) 治山事業の推進
- (2) 治水事業の推進

6. 快適な住宅環境の維持

- (1) 快適な住環境整備の推進
- (2) 公営住宅の維持管理
- (3) 移住・定住者等のための住宅支援

7. 公園・緑地の機能向上

- (1) 公園が持つ各種機能の維持
- (2) 緑地の維持管理の推進

【施策の方向】

○消防防災・防犯対策の充実

・多種多様の災害や有事の際において町民の生命と財産を守るため、平時からの消防防災・防犯体制の強化と避難所等の防災施設の整備充実や各種資機材の備蓄とともに、情報伝達手段の強化や町民の防災防犯意識の向上を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。さらに、有事の際の迅速な復旧活動に資するよう、民間事業者等との災害協定の締結を進めます。

なお、避難所については、整備予定の新庁舎にその機能を持たせるとともに、避難経路の確保、防災ハザードマップの適時更新と周知を図っていきます。

○上下水道事業の推進

・「安全・安心でおいしい水」を安定的に供給するため、施設の維持管理や計画的整備を実施し、健康で快適な生活環境を確保するとともに、健全な財政運営に努めます。

下水道については、処理施設の長寿命化と雨水事業の推進を図るとともに、下水道共用区域内での水洗化の促進及び合併処理浄化槽設置整備の普及により、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

下水道事業は令和6年4月1日から公営企業会計方式に移行しており、経営の健全化を図りながら事業の執行に取り組めます。

○総合的な交通体系の整備

・国道347号及び457号などの国県道や幹線町道などの道路網の改良・整備を促進します。また、町内の主要施設などを結ぶ道路や生活関連道路については、維持管理を基軸としながら、必要な箇所についての整備・改良を進めます。さらに、冬期における道路通行機能の確保を図るため、除雪・防雪・消雪対策を進めます。

公共交通については、「地域公共交通計画」を策定し、民間事業者などと連携を図りながら、町民のニーズに合った公共交通網を整備していきます。

○交通安全対策の充実

・交通安全や飲酒運転根絶に関する意識の高揚及び啓発を推進するとともに、交通安全施設及び道路環境の改善や整備などを図りながら、交通安全対策を推進します。

また交通安全講習機会の拡充と、警察や交通安全組織の連携強化を図ります。

○治山・治水対策の推進

・町民への危険箇所の周知や意識付けの効果もある災害危険箇所の点検を含めた治山治水事業を県等と協働で実施するとともに、ハザードマップを適時更新し、ソフト・ハード両面での土砂災害への備えを強化します。

○快適な住宅環境の維持

・住民が安全で快適に暮らせる住環境をつくるため、耐震改修促進計画、地域住宅計画の既存計画に加え、まちなみの景観に関する計画、住環境整備計画を策定し、快適な環境整備を図ります。

公営住宅については、住宅施策の核として、公営住宅長寿命化計画に基づき、入居者の動向を踏まえながら既存ストックの改善や建替えなどの整備を推進します。

また、新たな定住人口を確保するため、町外に積極的に情報を発信するとともに、空き家バンクの拡充に努め、U・J・Iターンを促進する自然環境豊かな居住環境の整備と、子育て世帯のための安価で良質、安全・安心な住宅地の供給等の移住・定住支援を行います。

○公園・緑地の機能向上

・鳴瀬川中新田緑地は、水辺とその周辺における緑地を活かした潤いのあるレクリエーション機能の維持と充実を図ります。

また、その他の公園緑地を含め、町民と協働した適切な管理やこどもの心身の発達を促す設備等の更新を含めた長寿命化の推進により、運動・交流・レクリエーション空間及び防災・避難空間としての機能の維持と充実を図ります。

4. 魅力と稼ぐ力を持つまち

農産物や木材・川魚の販路拡大、新技術や法制度の適用、担い手等の育成などの各種対策により、持続可能な農林漁業経営と農村集落の維持を図ります。

また、官民連携の活性化対策により商店街のにぎわいを創出するとともに、新たな工業団地の確保や新事業の創出等による工業の振興を図ります。さらに、町の魅力を最大限活用した観光振興を通じ、町の誇りの再認識や地域経済への好循環も目指します。

加えて、就業環境に関する各種対策や情報提供等により、地元雇用拡大を図ります。

1. 地場産業の振興

- (1) 加美ブランドづくりの推進
- (2) 食の交流事業の推進
- (3) 地場産業振興の推進
- (4) 地域産業支援施設の整備、運営
- (5) 地産地消の促進
- (6) 農林産物の放射性物質対策

2. 農林水産業の振興

- (1) 農林水産業の振興体制の充実
- (2) 各種情報提供の充実
- (3) 農業基盤整備事業の推進
- (4) 畜産業の振興
- (5) 園芸特産地支援事業の推進
- (6) 山菜の里づくりの推進
- (7) 林業の振興
- (8) あゆの里づくりの推進

3. 商業の振興

- (1) 商業活性化構想の推進
- (2) 商店街にぎわいづくりの支援
- (3) 商工業活動組織の育成と支援
- (4) 官民連携の商店街活性化整備事業の推進
- (5) 買い物サービスシステムの構築
- (6) 地域企業産廃リサイクルシステムの支援
- (7) 消費者生活に関する相談・支援の充実

4. 工業の振興

- (1) 工業の振興

5. 観光の振興

- (1) 豊かな自然環境を活用した町内周遊の促進
- (2) 特色を生かした食のブランディング
- (3) 多様なアクティビティの活用
- (4) 伝統文化による誘客促進
- (5) 外国人観光客に選ばれる観光地づくり
- (6) プロモーション手法の最適化
- (7) 受け入れ態勢や施設の整備と役割の明確化

6. 雇用の確保と創出

- (1) 積極的な企業誘致活動の推進
- (2) 雇用情報の提供
- (3) 起業の支援
- (4) 就労支援の推進

7. 農村体験を通じた交流の推進

- (1) 産業交流活動拠点の充実
- (2) 交流、体験、滞在施設整備と運営
- (3) グリーン・ツーリズムの推進
- (4) 交流イベントの創設

【施策の方向】

○地場産業の振興

・伝統技術や食文化の伝承と同時に、新たな消費者ニーズへの対応に努めるとともに、販売戦略の確立と販売量の拡大を図ります。また、伝統工芸品についても、良き伝統と技術を守りながら、付加価値の高い工芸品の開発・育成を図ります。加えて、地場製品の品質向上やブランド化による競争力の強化やふるさと納税返礼品への展開等を図ります。

○農林水産業の振興

・持続可能な農業経営と農村集落の維持のため、農業法人や認定農業者を含めた担い手の育成や経営支援、農産物の安定生産、複合経営の推進を図ります。

また、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地として「オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農産物の生産拡大などを推進します。さらに、新たな振興作物としてさつまいもの生産、農産物の輸出拡大、畑わさびの実証実験の継続、山菜の里づくりや「あゆの里」の再生等による農業振興を図ります。

加えて、地域農業のあり方を示した「加美町地域計画」等に基づき、農地を次世代に引き継いでいくための施策を、農業者とともに推進します。また、各種基盤整備や生産支援施策の促進、スマート農業等の新しい技術の導入促進や情報提供を図ります。有害鳥獣対策は、地域ぐるみの被害防止活動を支援していきます。

林業に関しては、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の適切な運用により、承諾を得た私有林を含めた林地の適切な管理を推進し、安定的な林業経営の基盤を構築していきます。また、木材の地産地消やPRに資するため、加美町産の木材を新庁舎等へ活用するなどして、消費や市場の拡大を図ります。

○商業の振興

・「加美町中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な計画」を策定し、商工会や金融機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の事業継続支援と商店街のにぎわいづくりを継続するとともに、後継者の育成、商店街の空き店舗対策などの支援を継続していきます。特に商店街活性化対策と空き店舗の有効活用については、過去の取り組みの反省点などを検証しつつ、各種対策を継続検討していきます。

・また、3軒の酒蔵などが立ち並び「ぼのぼの」のモニュメントが点在する中新田商店街の観光地化に向けた組織の立ち上げを検討していきます。

さらに、消費生活の継続的な学習と実践活動を通して、家庭や地域内での生活の向上を推進する「加美町暮らしの研究会」事業や、適切な消費生活相談体制を維持するとともに、トラブルを未然に防ぐ啓発活動に努め、消費者の安全・安心を図っていきます。

○工業の振興

・宮城県が掲げる自動車関連産業、高度電子機械産業、食品・木材関連産業、半導体産業の企業誘致はもとより、地元企業とのビジネスマッチングによる新事業の創出や、町内企業の育成支援、地元新卒者の積極的な採用による若年層の雇用拡大と定住促進を図ることにより、本町における工業の振興、新産業創出に努めます。

また、宮城県や近隣自治体等の工業・産業の動向や社会情勢を適切に見極め、本町の産業振興に資するよう、需要の受け入れ態勢の整備などを柔軟に行っていきます。

○観光の振興

・加美町の魅力である「自然環境」「食」「アクティビティー」「伝統文化」を最大限活用し、加美ファン・リピーターを増やすことで、地域の経済振興につなげます。同時に、町民が改めて自分たちが住んでいる地域に関心を持ち、その魅力や価値を再評価し、これまで以上に地元に着愛を持ち、誇りを持つことに繋がるような観光振興を図ります。

そのため、観光客の増加だけでなく、プロモーションや受入体制をソフト・ハード両面で強化し、観光関連団体との連携や民間の旅行会社等の協力も得ながら、町民参加での地域づくりも意識した施策を展開し、迎える町民と観光客が一体となった地域力の高い加美町を目指します。

○雇用の確保と創出

・加美町での就業を望む方が就職できる環境づくりを整えるため、企業の誘致、企業情報の提供や雇用情報提供の充実など、多面的な雇用機会の創出に努め、地域雇用の支援を進めます。

特に、若者の地域内定住促進のため、町内企業の地元新卒者の積極的な採用を推進し、若年層の雇用拡大と定住促進を図ります。

また、デジタル人材の育成、起業家支援、テレワーク環境整備・サテライトオフィス整備・ワーケーション環境整備等に対する支援を行い、様々な働き方を選択できる仕組みづくりを後押しします。

更に、高齢者の就労支援や起業家支援などを進め、新たな雇用の創出に努めるとともに、企業などにおける障がい者の雇用の促進を推進します。

○農村体験を通じた交流の推進

・都市と農村の交流の継続と深化を相乗効果的に図るため、農業や観光施策等との連携のもと、体験農業やグリーン・ツーリズムなどの受け入れ体制の充実、強化を継続して支援します。

交流活動の拠点である産直施設については、交流の継続や観光資源との連携を図り、農村地域の活性化を図ります。

また、地域の特性を活かした一体感を感じられるイベントを創設するなど、積極的な交流を推進し、誘客・リピーターの増加を図ります。

5. 本当の学びを得られるまち

保幼小中の連携を充実させて「12年間の連続した学びの加美町モデル」を継続推進するとともに、家庭教育や食育の推進、各種団体への活動支援等を通じ、知・徳・体の調和のとれたこどもの育成や、青少年の健全育成を目指します。

また、生涯学習や生涯スポーツ、芸術文化活動の機会や場所の提供により、生きがいを持った生活や活力ある地域社会の形成を促進します。さらに、文化財や伝統芸能の保護・継承を進め、加美町の歴史や伝統文化への誇りや愛着、文化財愛護意識の高揚も図ります。

1. 学校教育（「12年間の連続した学びの加美町モデル」）の推進

- (1) 学ぶ土台づくりの推進
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 豊かな心の育成
- (4) 健康な体の育成
- (5) 魅力ある学校づくりの推進

2. 生涯学習の推進

- (1) 総合的な生涯学習体制の充実
- (2) 生涯学習施設の充実

3. 家庭教育の充実

- (1) 家庭教育の推進と充実
- (2) 関係団体との連携と事業推進

4. 青少年の健全育成

- (1) こどもの読書活動環境の充実
- (2) 少年教育の充実
- (3) 青少年育成組織の充実

5. 社会教育の充実

- (1) 公民館や地域づくりセンター等における主体的学習への支援
- (2) 図書館における主体的学習への支援
- (3) 社会教育活動支援事業の推進
- (4) 青年の交流促進

6. 生涯スポーツの充実

- (1) スポーツ基盤の整備
- (2) スポーツ・レクリエーション活動支援事業の推進
- (3) スポーツニーズへの幅広いプログラム提供
- (4) スポーツ団体組織の育成と充実

7. 芸術・文化活動の支援と機会づくり

- (1) 芸術・文化鑑賞機会の充実
- (2) 芸術・文化活動支援事業の推進

8. 文化財・伝統文化の保護・継承

- (1) 埋蔵文化財の保存と調査
- (2) 伝統文化の後継者育成と活動の支援
- (3) その他の地域文化財の保護と活用
- (4) 既存文化財関係施設の統廃合を含めた新博物館の検討

【施策の方向】

○学校教育（「12年間の連続した学びの加美町モデル」）の推進

・心身ともに健康で、知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成をめざし、生涯学習の基礎を培い、生きる力の育成に努めます。

また、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期＝「学ぶ土台づくり」として捉え、家庭や認定こども園・保育園・幼稚園などのいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学するまでに、こどもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。その重点施策として、「学ぶ土台づくり」の推進、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康な体」の育成、「魅力ある学校づくり」の推進を図ります。さらに、発達段階に応じて、身につけさせたい「見えない学力」（非認知能力）の明確化と共有化を図りながらその醸成に努めるとともに、小・中・高の学校の魅力向上・活性化を通じて、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めます。

地域の文化や豊かな自然を誇りに思い、小さな頃から体感し、自らの知恵と希望により、創意工夫しながら学べる教育環境の整備・充実や、教育機会の提供に努めます。さらに安全で伸び伸びと心身の成長を育むことができる環境作りを進めるとともに、生きる力の基礎的な資質、能力を育成できるよう、幼児教育や学校教育の充実に努めます。

○生涯学習の推進

・町民が、豊かな人間性を開花させるために、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」自由な意志に基づいて楽しく学べる機会と場を提供し、生きがいを持って生活することができ、また、学んだ成果が適切に発揮され、それらをもとに、町民相互の交流と連携を密にしながら、活力ある地域社会を形成していくことを目指し、生涯学習を推進していきます。

○家庭教育の充実

・生涯学習の基盤となる「家庭教育」のあり方について、社会教育の観点から各家庭への教育力向上のため、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、その活動に携わる人材の育成に努めます。さらに、家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を認識し、連携しながら、こどもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていきます。

○青少年の健全育成

・図書館を中心に学校や児童館、ボランティア団体等と連携しながら、こどもが読書に親しむ環境づくりに努めます。

また、次代を担う青少年を健全に育成するため、多様な体験活動の機会の提供を図ります。また、学校、家庭、地域が一体となって取り組める体制づくりや、地域におけるボランティア人材の協力のもと、青少年健全育成とグループ活動の奨励、支援に努めます。

○社会教育の充実

・町民が自ら取り組み、学び続ける学習機会を提供するなど、社会教育の充実に努めます。また、人と人との交流や地域資源を生かした交流活動に努めます。なお、3地域の基幹公民館機能は維持しつつ、引き続きそれぞれの特色を生かした面と、連携の面との両輪で社会教育活動を支援していきます。

また、図書館（室）それぞれの特色を生かし、周辺施設との連携も視野に入れながら、棲み分けと役割分担による機能の充実と維持を検討していきます。

○生涯スポーツの充実

・町民自ら健康づくりに取り組み、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ施設などの利用促進や地域スポーツの振興に努めます。

○芸術・文化活動の支援と機会づくり

・地域にある文化施設を核として、優れた芸術・文化に接する機会づくりに努めるとともに、町民が行う自主的な芸術・文化活動の支援を推進します。

○文化財・伝統文化の保護・継承

・地域にある貴重な文化財や伝統文化を町民共有の財産として適切に保護・継承していくとともに、これらを積極的に活用するため、公開の場の整備や伝統芸能などにかかわる活動機会の提供を行い、町民の文化財愛護意識の高揚を図ります。

6. 協働と自立ができるまち

地域づくり活動・市民活動への支援や情報発信の強化等を行い、地域コミュニティの活性化を促進します。また、地域間の交流を促進して関係人口の拡大を図るとともに、関係機関と連携したグローバルな人材の育成を促進します。

さらに、あらゆる人が平等で、生きやすい社会づくりの構築を目指します。

行財政分野においては、新庁舎整備やDXの導入、公共施設の再編、大崎圏域での連携等を進め、町民利便性が高く、効率的で効果的、かつ健全な行財政運営を図ります。

1. 協働のまちづくりの推進

(1) 町民主体の地域づくり活動の推進

(2) 町民によるまちづくり活動の推進

2. 国内外の交流の推進

(1) 国内外の交流の促進

(2) 関係機関と協働した交流推進のための団体及び人材育成

3. 男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の推進

(2) 男女共同参画社会の仕組みの強化

4. 効率的な行政運営の推進

(1) 行政改革の推進

(2) 町民サービスの向上

(3) 業務の効率化・最適化

(4) 新たな社会基盤への対応

(5) 庁舎等公共施設の整備・再編

5. 健全な財政運営の推進

(1) 中長期財政計画の推進

(2) 費用対効果を見極めた民間活力の導入

(3) 財政基盤の強化

6. 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

(2) 定住自立圏構想の推進

【施策の方向】

○協働のまちづくりの推進

・地域づくり活動に対する町民の参加意識の高揚と活動の推進を図るため、町民自らの発想と自らの手により自主的、主体的に取り組む地域づくり活動を支援し、研修機会の提供など、コミュニティの充実を図ります。

地域運営組織においては、コミュニティビジネスの創出により、地域の人材や企業等による共創を推進し、地域における新たな価値の創造、活性化を促進します。なお、新たな地域運営組織等の設立については、各地域の実情を調査検討したうえで、必要に応じた支援等を行い、自治力の向上・地域コミュニティの活性化を促進します。

また、住民によるまちづくり活動を盛んにするため、活動に資する情報提供や住民及び活動団体間のネットワークづくりなどの支援を行うとともに、町民提案型まちづくりの促進など、地域住民が主体となったまちづくり活動に対する支援の充実を図るとともに、「加美町協働のまちづくり推進に関する指針～かみ活のススメ～」による『協働のまちづくり』の周知、活性化に取り組みます。

○国内外の交流の推進

・地域間の交流を推進し、加美町の魅力を周知することで、関係人口と交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、継続性のある交流イベントなどを展開していきます。

また、県や関係機関等と連携して、グローバル化する社会変化に対応できる多様な価値観や発想力を持つ人づくりと、地域の魅力の再認識や、地域に対する誇りや愛着心の醸成を目指していきます。

○男女共同参画の推進

・男女共同参画の理念は、あらゆる施策に反映されるため、行政内部の認識の共有を図るとともに、講座やセミナー、相談事業などの充実及び関係団体や人的交流の促進による男女共同参画の推進を図ります。

また、家庭・学校・職場・地域における男女平等の意識啓発を行うとともに、防災・防犯、政策や方針決定の場への女性の参画の促進、家事や介護への男性の参画、男性の育児休暇の取得の向上、育児休暇からの社会復帰後も自分らしくいられる社会づくりなど、多角的な視点での施策を推進します。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や様々なハラスメント行為、個々の性に関する問題（LGBT）などに関する相談体制の強化やセミナー等を通じた啓発を図るなど、多様性を認め、あらゆる人が平等で、生きやすい社会づくりの構築を目指します。

○効率的な行政運営の推進

・将来を見据えた質の高い行政サービス構築のため、実効性の高い行財政改革に取り組んでいく明確な方向性を示し、推進していきます。

また、アンケート調査などによる町民ニーズの把握に努めるとともに、政策形成過程におけるパブリックコメントの実施など、町政に関する各種情報提供による周知を図ります。加えて、経営資源の再配分の観点から、成果重視の仕事への転換を図り、町民への説明責任を通じた行政経営を行うとともに、働き方改革の推進等により、ワークライフバランスとキャリア形成の両面から意欲的に働ける職場環境づくりに取り組みながら、人材育成と職員の資質向上を進めていきます。

さらに、「加美町DX推進計画」に基づき、情報リテラシーや財政状況も勘案しながら推進し、行政運営の効率化と町民の利便性の向上を図ります。なお、今後役場本庁舎の整備が控えていることから、庁舎機能の検討においても、同計画の内容を踏まえることで、より有効で適切なデジタル技術を活用したまちづくりの推進を進めていきます。

公共施設については、「加美町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化・

総量縮減と施設配置の最適化・維持管理コストの削減を図るとともに、インフラについても維持管理コストの削減や安全の確保を基本に、その維持管理や必要に応じた整備を進めていきます。

○健全な財政運営の推進

・事務事業の優先性や緊急性などに配慮した選択と集約による財源の配分や、施設管理の効率化、公共施設の総合的な維持管理や長寿命化、民間資本や活力の活用・導入等に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開を進め、町民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。

また、公平かつ適正な課税を進めるとともに、町税の滞納繰越額を圧縮し、税負担の公平性と自主財源を確保するため、町税滞納者の生活実態を把握した納税指導や納税相談、滞納整理による収納強化に努めます。

○広域行政の推進

・東日本大震災等の災害への対応で実感した自治体間の連携・協力体制をさらに強化し、相互連携と役割分担のもと、お互いの独自性を尊重しながらも、ライフラインの確保や災害時の対応等についての協力体制の構築や各種施策の連携を深めることで、魅力あふれる圏域づくりに努めていきます。

生活に必要な機能については、圏域全体で確保し、町民が安全・安心で快適な暮らしが送れることを目指します。また、若者が地域の魅力を実感し、これからもずっと住み続けたいと思える圏域づくりや、関係人口の拡大を進めていきます。

3 行政運営の基本姿勢

新町全体の共通目標である将来像を実現化していくにあたっては行政のみではなく、住民や企業などを含めた住民全体での取り組みが必要です。

今回の合併による行政運営の基本姿勢として、下記フロー図に基づき新町の自治能力の強化を図り、合併支援策を有効に活用した産業基盤の強化、社会基盤の強化を図り、新町の将来像の実現をめざします。

地方分権の推進

これからの行政は、市町村が中心に運営

住民生活に関することは、国や県ではなく、住民に一番身近な地方政府である市町村が決定・責任
そのためには市町村の行財政基盤を強化することが不可欠

合併を契機として、3町の住民・議員・職員のみなさんが意識を新たにし、町の基盤・能力強化

「合併を契機に何をすべきか」・「あたらしい役場の創造」が大切

役場（団体自治）の強化

行政力の強化

・行政改革

・職員の専門分化

（課題発見能力と解決能力の強化）

・住民生活をサポートする組織体制の整備

財政力の強化

・経費削減

・自主財源確保

・行政区域の拡大化

・多くの住民で広く薄く負担

地域・民間でできることは地域民間で実施

地域（住民自治）の強化

地域力の強化

（町の中にある「小さな町」の創造

・地域コミュニティの充実・強化

・住民参画条例の制定

・新しい住民参画（地域自治）

システムの構築

・地域審議会の設置

・地域担当制の導入

3町の特性を活かした
産業基盤の強化

町の自治能力の強化（町の自立）
住民の公的サービスに対する満足度の向上
住民生活の質の向上

3町が一体となるための
社会基盤の強化

4 基本フレーム

(1) 人口フレーム

① 人口

新町の人口は、減少傾向が続くものと予想されますが、地域内既存産業の振興及び新たな産業の導入などによる雇用機会の増加、所得の確保を強力に行うとともに、教育や福祉、文化、住環境等の充実を進め、定住や流出抑制等を推進した政策フレームにより、令和7年には20,095人になるものと想定されます。

② 世帯数

新町の世帯数は、核家族化の一層の進行とあわせ令和7年には7,671世帯になるものと想定されます。

また、1世帯当たりの人口は、令和7年には2.59人へと減少するものと想定されます。

(2) 産業・経済フレーム

① 純生産額

新町の純生産額は増加傾向にあります。産業3区分別に見ると、第1次産業が減少、第2次及び第3次産業が増加傾向にあります。

令和7年の純生産額は、第1次産業が27億円、第2次産業が287億円、第3次産業が388億円になると見込まれ、その結果、総純生産額は707億円になると見込まれます。

② 町民所得

新町においては町民所得、就業者1人当たり所得とも増加と減少傾向にあります。令和7年の1人当たりの町民所得は222万円になるものと想定されます。

表1 主要指標の見通し

区 分		平成7年	平成12年	平成22年	平成27年	平成32年	令和7年
年 齢 別 人 口	0歳～14歳（人）	4,964	4,045	3,054	2,696	<u>2,327</u>	<u>1,843</u>
	15歳～64歳（人）	18,264	17,062	14,669	13,200	<u>11,468</u>	<u>10,163</u>
	65歳以上（人）	6,238	7,223	7,520	7,837	<u>8,137</u>	<u>8,089</u>
	合 計（人）	29,466	28,330	25,527	23,743	<u>21,943</u>	<u>20,095</u>
世 帯 数（世帯）		7,518	7,669	7,597	7,564	<u>7,641</u>	<u>7,671</u>
世帯当たり人員（人）		3.92	3.69	3.34	3.12	<u>2.85</u>	<u>2.59</u>
産 業	純生産額（百万円）	63,146	68,700	63,675	67,232	<u>71,546</u>	<u>70,722</u>
	第1次産業	5,331	5,100	3,888	3,247	<u>3,667</u>	<u>3,273</u>
	第2次産業	30,493	34,200	21,558	25,052	<u>29,363</u>	<u>28,697</u>
	第3次産業	27,322	29,400	38,361	39,668	<u>39,798</u>	<u>38,837</u>
1人当たり町民所得（千円）		2,048	2,239	1,982	<u>2,355</u>	<u>2,285</u>	<u>2,215</u>

5 新町の基本的構成

(1) 交通体系

新町交通体系は、国道347号、国道457号を骨格軸として位置付けます。この骨格軸と結びつく県道・町道の整備を図り、総合的な交通体系を整備するとともに、いわゆる交通弱者へ配慮した公共交通機関の整備促進に努めます。

(2) 土地利用構成

新町の基本的な土地利用の構成として、西から東に向けて「山林・丘陵地帯」「田園地帯」「市街地」に大きく3区分し、それぞれの地区の特性を活かした有効利用を図り、総合的・計画的なまちづくりを推進します。

① 市街地

現在の3町の行政、商業機能の中心である市街地地区を、地域核として位置付け、整備とネットワーク化を図ります。

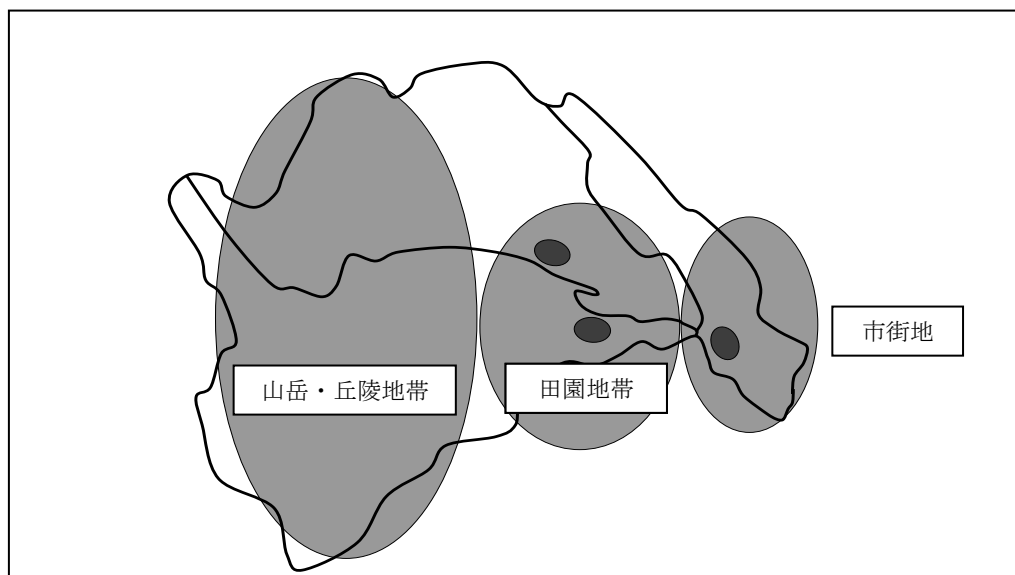
② 田園地帯

農業の生産基盤整備や住環境整備を推進し、より快適な暮らしを実現できる地域をめざします。

③ 山林・丘陵地帯

水源の涵養など公益的機能とレクリエーション機能をもつ森林資源の保全活用を努めます。

図1 新町の土地利用構成



(3) 都市機能構成

① 中心市街地機能

地域商業機能の強化や、福祉・医療、生涯学習機能や総合的な行政サービス機能の強化を図り、商業業務と生活関連業務の充実した地域として整備を推進します。

② 保健・医療・福祉機能

地域の医療機関や保健・福祉施設と連携し、住民の健康を支えるためのネットワークづくりを推進します。

また、住民が互いに助け合う地域ケア活動の体制づくりや、子育て支援体制の整備を図ります。

③ 生涯学習機能

既存の文化施設や運動施設等の生涯学習施設の機能強化を図り、自らの意欲と発意で学習できる環境を整えます。

④ 観光・レクリエーション機能

船形山や薬菜山の自然資源を活かしながら、各温泉施設等をはじめとする観光・レクリエーション拠点のネットワーク化、機能強化を図り、新町内外からの観光客の誘致に努め、地域の活性化を図ります。

(4) 産業機能

雄大な農地の有効活用を図るため、生産基盤整備を推進し、地域特性を活かした付加価値の高い地域農業の確立を進めます。

また、商店街の再生整備とにぎわいづくり等を進め、魅力ある商店街の形成を図り、商業の活性化を推進します。

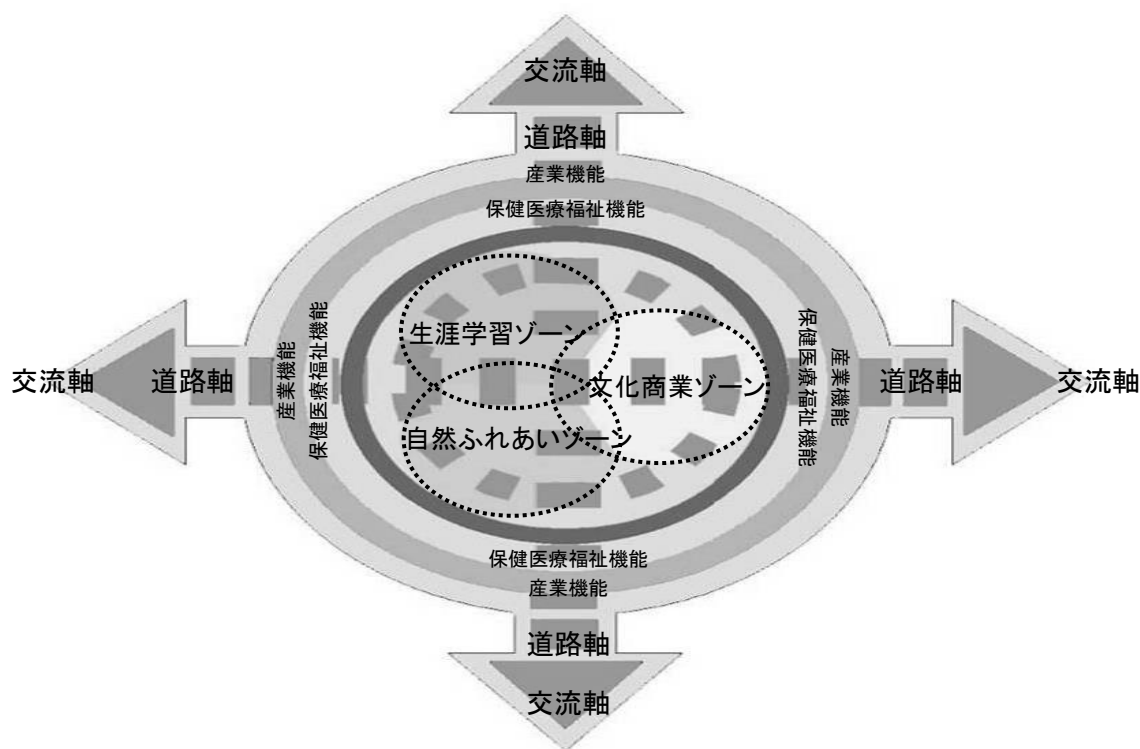
工業については、既存の工業拠点の連携を進めつつ、新たな企業の誘致を図り、地域経済の発展をめざします。

(5) 新町における地域の機能分担

新町の建設にあたっては、文化・商業機能、観光・レクリエーション機能、生涯学習機能、保健医療福祉機能など、3町がそれぞれ培ってきた地域の”強み”を活かし、発展させることで、新町全体における将来の機能分担を考える必要があります。

また、今後拡大が予想される保健・医療・福祉サービス機能については、住民がより上質なサービスをどこでも同じように受けられるように、新町においてバランス良く機能分担を図ります。

新町の建設においては、ある地域について特定の機能整備のみを図るというものではありませんが、地域間連携を通じて住民生活の質の向上を全体として図る上で、主にその地域が担うべき機能を示すものです。



自然ふれあいゾーン

豊かな自然の中で住民が憩い、また働くことのできる機能を備え、観光レクリエーション産業と自然環境の保全をバランスよく図ることで、新町の知名度アップを図る拠点としての役割も担う地域をめざします。

生涯学習ゾーン

住民が、様々なスポーツや文化活動に親しむための知恵と情報、施設とメニューを提供する機能を持ち、施設の利用や様々な活動で訪れる人々との交流の拠点としての役割も担う地域をめざします。

文化商業ゾーン

空き店舗を利用して、豊富な文化施設に訪れる人々との交流の場をつくるなど、住民にとって快適に買い物や文化活動ができ、流通と文化を通じて新しい活力を生み出す役割を担う地域をめざします。

IV 建設計画

町の総合計画に位置づけられた地域に必要な施策を着実に実施しながら、新町の発展に必要な新施策を計画的に実施します。

また、地域の均衡ある発展に資する配慮をするとともに、新町においても過疎地域持続的発展計画を策定し、振興策を計画的に実施します。

1 自然豊かで持続可能なまち

【施策体系】

1. 自然環境の保全と活用

町民と行政が協働しながら森林、農地、水辺空間などの豊かで多様な自然環境とその多面的な機能を将来にわたり守り育て、活用していきます。また、豊かな森林空間を活用したレクリエーション空間の維持保全や環境学習活動の機会を創出するとともに、ネイチャーボジティブ（自然再興）・町民の環境美化・自然愛護の意識醸成や取り組みを充実させていきます。

(1) 自然愛護活動の推進

(2) 豊かな水辺空間の維持

(3) 森林保全・管理の推進

(4) 森林空間活用の推進

(5) 環境保全活動の推進

2. 脱炭素社会に向けたまちづくり

「再生可能エネルギー等の利用促進」、「町民・事業者の省エネ行動の推進」、「地域環境の整備及び改善」、「循環型社会の形成」等の施策を実行し、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減、2050年度のカーボンニュートラル（実質ゼロ）の実現を目指します。

また、学校や地域、職場などにおける環境学習機会の充実を図り、環境に対する意識の普及啓発を推進します。

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

(2) 町民・事業者の省エネ行動の促進

(3) 地域環境の整備及び改善

(4) 環境学習・教育の推進

3. まちなみ・農村景観の保全

町民や地域コミュニティ、行政等が共通の認識を持ち、協働して「自然と共生し、人のなりわいと暮らしが見える加美町らしい景観」を守り育てる活動に積極的に取り組んでいくため、啓発活動を実施していきます。

また、景観の保全に向けた活動も含め、協働の景観まちなみづくりを進めていきます。

(1) 加美町協働のまちづくりプランに基づいた景観づくり

(2) 地域美化活動の推進

4. 循環型社会の構築

町民・事業者に対する環境意識啓発活動を推進するとともに、ごみ分別の徹底と減量化・再資源化に向けた広報と意識啓発に取り組みます。また、町民、事業者、行政が協力して良好な環境を維持し、関係機関と連携した監視体制を強化して、不適正な処理の未然防止に努めます。

さらに、長期的・総合的な視点に立って廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を推進し、環境への負荷が少なく持続的に発展する町を目指します。

(1) 循環型社会の形成

(2) 不法投棄対策の推進

【主要事業】

計画期間内 概算事業費 521百万円

施策名	事業名	事業の概要
1. 自然環境の 保全と活用	(1) <u>自然愛護活動の推進</u>	・小中高生の自然愛護教育の充実、自然愛護キャンペーン等の実施 ・自然愛護活動の支援 ・町民による美化活動への支援
	(2) <u>豊かな水辺空間の維持</u>	・河川公園、親水空間等の維持保全 ・水源地域の保全及び河川の水質維持活動の推進
	(3) <u>森林保全・管理の推進</u>	・千古の森等の保全と活用 ・適正な森林管理・整備及び更新の推進 ・広葉樹林の適正な維持管理及び新たな利活用に向けた検討
	(4) <u>森林空間活用の推進</u>	・キャンプ場等施設の維持管理 ・安全な登山道、湿原木道の維持管理 ・生活環境保全林の機能維持と利活用の促進 ・白沼や長沼、ダム周辺等の森林余暇施設の広報活動の推進
	(5) <u>環境保全活動の推進</u>	・環境基本計画に基づく良好な環境の保全と創造の推進 ・健全な生態系の回復と保全への取り組みの推進
2. <u>脱炭素社会に向けた まちづくり</u>	(1) <u>再生可能エネルギーの利用促進</u>	・(株)かみでん里山公社を活用した電力の地産地消の推進 ・地産地消型の太陽光発電システムの導入促進 ・その他の再生可能エネルギーの導入検討
	(2) <u>町民・事業者の省エネ行動の促進</u>	・町民、事業者の省エネ行動の促進 ・省エネルギー機器の普及拡大 ・住宅、建築物の省エネ化推進 ・脱炭素型ライフスタイルの推進
	(4) <u>地域環境の整備及び改善</u>	・電動車の普及促進 ・公共交通の利用促進 ・物流の低炭素化推進 ・森林整備と木材の地産地消の推進
	(5) <u>環境学習・教育の推進</u>	・環境に対する意識の普及啓発活動の推進 ・地域、学校、職場等での環境学習機会の充実とイベント等の開催
3. <u>まちなみ・農村景観の 保全</u>	(1) <u>加美町協働のまちづくりプランに基づいた 景観づくり</u>	・加美町協働の景観まちづくりプランの基本理念の周知と定着の促進 ・まちなみ景観の保全や整備の推進 ・景観整備を推進する活動に対する支援 ・町民の景観に対する意識の啓発 ・歴史的建物、歴史的まちなみの保全や周辺環境の整備推進
	(2) <u>地域美化活動の推進</u>	・各地域で実施されている美化活動への支援 ・町民清掃デーなどの取り組みの推進
4. 循環型社会の構築	(1) <u>循環型社会の形成</u>	・大崎地域広域行政事務組合や民間事業者との連携による適切な廃棄物処理 ・ごみの減量化の促進

		・ <u>食品ロスの削減</u> ・ <u>資源循環の促進</u> ・ <u>ごみ分別マニュアルの作成</u> ・ <u>ごみ分別の徹底と再利用の推進</u> ・ <u>ごみ減量化に係る広報と活動支援</u> ・ <u>循環型社会に関する学習や教育、啓発活動の推進</u>
	<u>(2)</u> 不法投棄対策の推進	・ 不法投棄根絶活動の推進 ・ 安定型最終処分場と一時ストック場確保の検討

2 誰もがずっと健やかに暮らせるまち

【施策体系】

1. 健康づくりの推進

自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、町民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するとともに、生涯を通じた総合的な保健・疾病対策に取り組むことにより、健康寿命の延伸を図ります。

また、生活習慣病を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防対策とともに、症状の重症化や合併症の発症を予防する対策を推進していきます。さらに、健康づくりに関する団体や事業所等との連携・協力を努め、町ぐるみで町民の健康づくりに取り組みます。加えて、健康増進のための効果的な保健事業等の推進に係る「加美町国民健康保険データヘルス計画」等に基づき、医療費の適正化を図っていきます。

(1) 生活習慣病予防対策の充実

(2) 食育の推進

(3) 歯科保健対策の充実

(4) がん予防対策の推進

(5) こころの健康づくり対策の推進

(6) 感染症対策の充実

2. 医療体制の充実

町民が必要な時に最適な医療が受けられるよう、医療と行政の連携による地域医療の充実を図ります。

(1) 地域医療の充実

(2) 関係機関との連携

3. 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことができるよう、また高齢者の社会参加と生きがいづくりの下支えとなるよう、より一層、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取り組みを推進します。また、介護・予防・医療・生活支援・住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実・深化に向けた取り組みや、高齢者を地域ぐるみで助け合い・支え合いながら安心して暮らし続けていける、「地域で支える福祉」環境づくりを目指します。

さらに、高齢者のもつ知恵や技の積極的活用ができるよう、シルバー人材センターに対する支援などを進めます。

(1) 健康づくり・介護予防の推進

(2) 地域で安心して暮らせる支援体制の整備

(3) 地域包括ケアシステムの充実・深化

(4) 認知症施策の推進

(5) 介護保険サービス提供体制の充実

4. 障がい者（児）福祉の充実

障がいを持つ方を自らの決定に基づき社会参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、障がいを持つ方が意思決定過程に参画することとし、その視点を施策に反映させます。また、障がいを持つ方の自立及び社会参画の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、差別の解消、社会のあらゆる場面における合理的配慮やアクセシビリティの向上に向けた取り組みを推進します。

さらに、障がいを持つ方がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育、雇用などの各分野の連携のもと施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。また、障がい特性、障がいの状態、生活実態などに応じた個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。

(1) 自分らしい生活を送るための支援体制づくり

(2) 安心して住み続けられるための生活環境づくり

(3) 障がいへの理解を深め、ともに暮らす地域づくり

5. 子育て支援の充実

新たに設置したこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行える体制を整備するとともに、社会全体でこどもを健全に育てできる環境や仕組みづくりを推進します。また、こどもやその家庭のニーズに寄り添い、こどもの心身の健全な発達が実現されるような環境の整備や、児童虐待の防止、困難を抱えるこどもや家庭への支援等の充実を図ります。さらに、成長に応じた教育・保育サービス提供の充実を図るとともに、地域のニーズに応じた切れ目のない子育て支援を、質・量両面にわたり総合的に推進します。放課後児童クラブについては、児童が安全に楽しく過ごせる居場所を確保し、保護者の様々な就労形態にも対応することで、安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを継続して実施していきます。加えて、若者や子育て世帯が定住できる住環境の整備や、子育て家庭が安全で安心して子育てできる生活環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、働きやすい職場環境づくりを促進します。

単なる「子育て支援」に留まらない、長期継続かつ充実した子育て支援施策は、加美町への移住・定住の促進といった人口減少対策にも繋がるのが期待できるため、住宅支援や雇用の場の確保、学校教育等の充実とあわせ、庁内横断・総合的な展開を図ります。

(1) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実

(2) こどもが健やかに成長できる環境整備の推進

(3) 支援を要する児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(4) 地域における子育ての支援

(5) 子育てにやさしい環境づくり

(6) 県や民間と連携した出会いの場や情報の提供

6. 地域福祉の充実

町民主体の地域福祉の実現をめざして、地域で相互に助け合う地域福祉の充実を図るため、地域の実情を踏まえながら、町民相互扶助の体制や権利擁護、人材育成や福祉教育を推進します。

また、福祉団体やボランティア、NPOなど地域福祉に関わる組織を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

(1) 地域福祉の体制の強化

(2) 地域福祉活動の充実

【主要事業】

計画期間内 概算事業費 4, 0 6 4 百万円

施 策 名	事 業 名	事 業 の 概 要
1. 健康づくりの推進	(1) 生活習慣病予防対策の充実	・一般健康診査、特定健康診査、特定保健指導の実施 ・健診事後指導の充実 ・生活習慣病予防の啓発にかかる健康教育、保健活動の充実強化 ・健康意識の醸成と健康づくりの推進 ・関係機関との連携による生活習慣病予防の推進 ・分煙・禁煙対策の推進 ・<u>身体活動の向上</u> ・<u>適正飲酒の推進</u>
	(2) 食育の推進	・食を通じた健康づくりの推進 ・<u>安心安全な地産地消の推進</u> ・<u>食を大切にする心の育成</u> ・<u>みんなで支える食育の推進</u>
	(3) 歯科保健対策の充実	・歯科健康診査の実施・指導の強化 ・歯科健康教育の充実 ・関係機関との連携による歯科保健の推進
	(4) がん予防対策の推進	・各種がん検診事業の実施 ・がんの一次予防の啓発推進 ・がんに関する相談窓口の周知
	(5) こころの健康づくり対策の推進	・メンタルヘルスに関する啓発活動の推進 ・相談窓口の周知及び相談体制の整備 ・<u>自殺対策を支える人材の育成</u>
	(6) <u>感染症対策の充実</u>	・感染症発生動向に関する情報提供 ・感染症の正しい知識の普及と蔓延防止対策 ・適正な予防接種の推奨 ・<u>関係機関との連携による管理指導体制の強化</u>
2. 医療体制の充実	(1) 地域医療の充実	・休日の昼間・夜間における急患診療、救急医療体制の充実 ・<u>適正な医療体制の確保</u> ・<u>災害や新興感染症の拡大時における医療体制の充実</u> ・<u>医療従事者養成校への支援</u>
	(2) <u>関係機関との連携</u>	・医師会、歯科医師会、薬剤師会との医療体制の連携強化 ・県、保健所、近隣自治体との情報共有と連携 ・公立病院の健全経営、効率化の検討
3. 高齢者福祉の充実	(1) <u>健康づくり・介護予防の推進</u>	・<u>健康づくり・生活習慣病予防対策の推進</u> ・<u>介護予防の推進</u> ・<u>社会参加と生きがいづくりの促進</u>
	(2) <u>地域で安心して暮らせる支援体制の整備</u>	・<u>高齢者を地域で支える仕組みづくり</u> ・<u>住環境の整備</u> ・<u>外出支援（移動手段の確保）</u> ・<u>生活支援サービスの充実</u> ・<u>高齢者の権利擁護</u> ・<u>家族介護者への支援</u>

	(3) <u>地域包括ケアシステムの充実・深化</u>	・地域包括支援センターの機能充実 ・在宅医療・介護連携の推進
	(4) <u>認知症施策の推進</u>	・認知症の正しい知識・理解の普及啓発 ・認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進 ・認知症高齢者の支援体制づくり
	(5) <u>介護保険サービス提供体制の充実</u>	・介護ニーズの的確な把握と介護サービスの充実 ・介護給付費の適正化 ・介護人材の確保・育成 ・低所得者に対する支援 ・災害・感染症対策支援の推進
4. 障がい者（児）福祉の充実	(1) <u>自分らしい生活を送るための支援体制づくり</u>	・情報提供と相談体制の充実 ・就労支援及び経済的自立の支援 ・文化芸術活動・スポーツ活動などの振興 ・障がい児教育の支援
	(2) <u>安心して住み続けられるための生活環境づくり</u>	・生活支援の充実 ・安心・安全な生活環境の整備 ・保健・医療の充実
	(3) <u>障がいへの理解を深め、ともに暮らす地域づくり</u>	・相互理解の促進 ・差別の解消と権利擁護の推進・虐待の防止
5. 子育て支援の充実	(1) <u>妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実</u>	・安心して妊娠、出産できる体制の推進 ・こどもの健康づくりの推進
	(2) <u>こどもが健やかに成長できる環境づくりの推進</u>	・就学前の教育・保育の充実 ・多様な保育サービス体制の充実 ・児童の健全育成の推進
	(3) <u>支援を要する児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</u>	・児童虐待防止・DV等への対応 ・障がいのある児童等への支援の充実 ・ひとり親家庭・貧困家庭への自立支援 ・ヤングケアラーの把握・支援
	(4) <u>地域における子育ての支援</u>	・地域子育て支援センターの充実 ・子育て支援の充実 ・地域子育て支援のネットワークづくり
	(5) <u>子育てにやさしい環境づくり</u>	・安心して遊べる公園や生活環境等の整備 ・仕事と子育ての両立の支援
	(6) <u>県や民家と連携した出会いの場や情報の提供</u>	・ふれあい交流事業の推進 ・結婚に関する情報提供や相談等の充実
6. 地域福祉の充実	(1) <u>地域福祉の体制の強化</u>	・人材育成と福祉教育の充実 ・町民同士が助け合う地域ケア体制の強化
	(2) <u>地域福祉活動の充実</u>	・ボランティア活動等への支援 ・多様な主体によるボランティア活動の受け皿体制の構築

3 安心して快適に暮らせるまち

【施策体系】

1. 消防防災・防犯対策の充実

多種多様の災害や有事の際において町民の生命と財産を守るため、平時からの消防防災・防犯体制の強化と避難所等の防災施設の整備充実や各種資機材の備蓄とともに、情報伝達手段の強化や町民の防災防犯意識の向上を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、有事の際の迅速な復旧活動に資するよう、民間事業者等との災害協定の締結を進めます。なお避難所については、整備予定の新庁舎にその機能を持たせるとともに、避難経路の確保、防災ハザードマップの適時更新と周知も図っていきます。

(1) 危機管理体制の整備促進

(2) 消防防災施設及び体制の充実

(3) 防犯対策の充実

2. 上下水道事業の推進

「安全・安心でおいしい水」を安定的に供給するため、施設の維持管理や計画的整備を実施し、健康で快適な生活環境を確保するとともに、健全な財政運営に努めます。

下水道については、処理施設の長寿命化と雨水事業の推進を図るとともに、下水道共用区域内での水洗化の促進及び合併処理浄化槽設置整備の普及により、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

なお、下水道事業は令和6年4月1日から公営企業会計方式に移行しており、経営の健全化を図りながら事業の執行に取り組みます。

(1) 上水道事業の推進

(2) 下水道事業の推進

3. 総合的な交通体系の整備

国道347号及び457号などの国県道や幹線町道などの道路網の改良・整備を促進します。

また、町内の主要施設などを結ぶ道路や生活関連道路については、維持管理を基軸としながら、必要な箇所についての整備・改良を進めます。

さらに、冬期における道路通行機能の確保を図るため、除雪・防雪・消雪対策を進めます。公共交通については、「地域公共交通計画」を策定し、民間事業者などと連携を図りながら、町民のニーズに合った公共交通網を整備していきます。

(1) 道路網の改良・整備

(2) 生活関連道路網の維持管理及び整備

(3) 冬期の安全な交通の確保

(4) 道路ストック長寿命化の促進

(5) 公共交通の確保

4. 交通安全対策の充実

交通安全や飲酒運転根絶に関する意識の高揚及び啓発を推進するとともに、交通安全施設及び道路環境の改善や整備などを図りながら、交通安全対策を推進します。

また、交通安全講習機会の拡充と、警察や交通安全組織の連携強化を図ります。

(1) 交通安全施設の整備促進

(2) 交通安全運動の充実

(3) 安全な通学路や歩行空間の確保

5. 治山・治水対策の推進

町民への危険箇所の周知や意識付けの効果もある災害危険箇所の点検を含めた治山治水事業を県等と協働で実施するとともに、ハザードマップを適時更新し、ソフト・ハード両面での土砂災害への備えを強化します。

(1) 治山事業の推進

(2) 治水事業の推進

6. 快適な住宅環境の維持

既存の住宅地は、耐震改修促進計画や国土利用計画、加美町協働の景観まちづくりプラン等に基づき、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の改善や建築物の耐震性能、耐火性能の強化、避難経路の確保等を適正に進め、災害に強く安心して暮らせる生活環境の形成を図ります。また、田園地帯に分布する農村集落等は、虫食いの開発を抑制するなど土地利用の適切な規制・誘導を図るとともに、町中心部や施設への交通ネットワーク機能の向上により、田園と共生するゆとりある集落到住み続けられる居住環境を維持していきます。

公営住宅については、本格的な人口・世帯減少社会を迎えるにあたり、現在管理している町営住宅等の適正な規模と集約を進めながら、整備を推進していきます。なお、公営住宅長寿命化計画については、今後の社会情勢や事業の進捗等に応じ、適宜見直しを行います。

また、加美町の魅力に惹かれて移住を望む方や、コロナ禍を経た地方回帰やテレワーク推進の動き、鳴瀬川ダム整備事業等に伴う新たな定住人口の受け皿として、町外に積極的に情報を発信するとともに、公的賃貸住宅等整備を含めた空き家の利活用、U・I・ターン等の促進、安価で良質、安全・安心な住宅地の供給、住宅取得等への助成などを行います。

(1) 快適な住環境整備の推進

(2) 公営住宅の維持管理

(3) 移住・定住者のための住宅支援

7. 公園・緑地の機能向上

鳴瀬川中新田緑地は、水辺とその周辺における緑地を活かした潤いのあるレクリエーション機能の維持と充実を図ります。

また、その他の公園緑地を含め、町民と協働した適切な管理やこどもの心身の発達を促す設備等の更新を含めた長寿命化の推進により、運動・交流・レクリエーション空間及び防災・避難空間としての機能の維持と充実を図ります。

(1) 公園が持つ各種機能の維持

(2) 緑地の維持管理の推進

【主要事業】

計画期間内 概算事業費 26,406百万円

施策名	事業名	事業の概要
1. 消防防災・ 防犯対策の 充実	(1) 危機管理体制の整備 促進	・地域防災計画等の推進 ・危機管理体制の充実 ・災害情報伝達手段の整備、拡充 ・災害時等の事業者や自治体との相互支援の推進
	(2) 消防施設及び体制の 充実	・消防水利の整備・充実 ・消防ポンプ積載車等の定期更新 ・消防団通信設備の機能維持 ・消防団、婦人防火クラブ等の組織機能の強化 ・行政区ごとの自主防災組織への支援
	(3) 防犯対策の充実	・防犯組織の機能強化 ・防犯灯整備・更新等の推進 ・地域ぐるみによる防犯対策の推進 ・こどもたちの安全対策の充実 ・町民の防犯意識の啓発
2. 上下水道 事業の推進	(1) 上水道事業の推進	・上水道施設の維持管理、安定供給の確保
	(2) 下水道事業の推進	・公共下水道事業及び施設の長寿命化の推進 ・雨水対策事業の推進 ・合併処理浄化槽設置事業の推進
3. 総合的な 交通体系の 整備	(1) 道路網の改良・整備	・国県道の改良・整備の促進 ・幹線町道の改良・整備の推進
	(2) 生活関連道路網の 維持管理及び整備	・生活関連道路の整備の推進 ・道路機能の適正な維持、修繕による維持管理の推進
	(3) 冬期の安全な交通の 確保	・防雪柵等の設置 ・除雪車等の更新・拡充の促進
	(4) 道路ストック長寿命 化の促進	・道路ストックの総点検 ・橋梁長寿命化修繕計画の実施
	(5) 公共交通の確保	・利便性の高い住民バス等の運行 ・地域公共交通計画の策定と推進
4. 交通安全 対策の充実	(1) 交通安全施設の整備 促進	・交通安全施設の計画的な整備の促進 ・道路環境に応じた安全な空間づくりの推進
	(2) 交通安全運動の充実	・地域、学校、職場等における交通安全講習会等の実施による交通ルールの遵守促進や交通マナーの向上 ・交通安全組織との連携強化の促進 ・死亡事故ゼロ運動の推進
	(3) 安全な通学路や歩行 空間の確保	・通学路の安全点検及び対策の充実 ・安全な歩行空間の確保
5. 治山・治 水対策の推 進	(1) 治山事業の推進	・県等と協働した地すべり対策事業の推進 ・国、県その他関係機関と連携した治山対策・災害危険区域などの調査及び予測に基づく計画と対策の推進

	<u>(2) 治水事業の推進</u>	・河川整備・改修事業の促進 ・鳴瀬川ダムの整備工事の促進
6. <u>快適な住宅環境の維持</u>	<u>(1) 快適な住環境整備の推進</u>	・住宅地や農村集落等の特性を踏まえた住環境の維持・向上 ・防災に配慮した道路、公園等の計画的な基盤施設の改善・整備 ・景観に配慮したまちなみ環境への誘導 ・住宅の安全対策の推進 ・リフォームや耐震診断等に関する各種助成等の情報の提供 ・空き家対策及び空き家バンクによる利活用の推進
	<u>(2) 公営住宅の維持管理</u>	・加美町公営住宅長寿命化計画の運用と定期的な更新 ・公営住宅の維持管理及び需要等に応じた整備 ・入居基準の見直し検討
	<u>(3) 移住・定住者等のための住宅支援</u>	・需要等を見据えた新たな住宅団地の整備や分譲の検討 ・移住・定住対策の推進 ・子育て世帯等の移住・定住促進
7. <u>公園・緑地の機能向上</u>	<u>(1) 公園が持つ各種機能の維持</u>	・各種公園のストック活用と長寿命化の推進、必要に応じた整備 ・行政と町民との協働による維持管理の推進
	<u>(2) 緑地の維持管理の推進</u>	・緑地や街路樹等の維持管理

4 魅力と稼ぐ力を持つまち

【施策体系】

1. 地場産業の振興

伝統技術や食文化の伝承と同時に、新たな消費者ニーズへの対応に努めるとともに、販売戦略の確立と販売量の拡大を図ります。また、伝統工芸品についても、良き伝統と技術を守りながら、付加価値の高い工芸品の開発・育成を図ります。

加えて、地場産品の品質向上やブランド化による競争力の強化やふるさと納税返礼品への展開等を図ります。

(1) 加美ブランドづくりの推進

(2) 食の交流事業の推進

(3) 地場産業振興の推進

(4) 地域産業支援施設の整備、運営

(5) 地産地消の促進

(6) 農林産物の放射性物質対策

2. 農林水産業の振興

持続可能な農業経営と農村集落の維持のため、農業法人や認定農業者を含めた担い手の育成や経営支援、農産物の安定生産、複合経営の推進を図ります。

また、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地として「オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農産物の生産拡大などを推進します。さらに、新たな振興作物としてさつまいもの生産、農産物の輸出拡大、畑わさびの実証実験の継続、山菜の里づくりや「あゆの里」の再生等による農業振興を図ります。

加えて、地域農業のあり方を示した「加美町地域計画」等に基づき、農地を次世代に引き継いでいくための施策を、農業者とともに推進します。また、各種基盤整備や生産支援施策の促進、スマート農業等の新しい技術の導入促進や情報提供を図ります。有害鳥獣対策は、地域ぐるみの被害防止活動を支援していきます。

林業に関しては、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の適切な運用により、承諾を得た私有林を含めた林地の適切な管理を推進し、安定的な林業経営の基盤を構築していきます。また、木材の地産地消やPRに資するため、加美町産の木材を新庁舎等へ活用するなどして、消費や市場の拡大を図ります。

(1) 農林水産業振興体制の充実

(2) 各種情報提供の充実

(3) 農業基盤整備の推進

(4) 畜産業の振興

(5) 園芸特産地支援事業の推進

(6) 山菜の里づくりの推進

(7) 林業の振興

(8) あゆの里づくりの推進

3. 商業の振興

「加美町中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な計画」を策定し、商工会や金融機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の事業継続支援と商店街のにぎわいづくりを継続するとともに、後継者の育成、商店街の空き店舗対策などの支援を継続していきます。特に商店街活性化対策と空き店舗の有効活用については、過去の実績の反省点などを検証しつつ、各種対策を継続検討していきます。また、3軒の酒蔵などが立ち並び「ぼのぼの」のモニュメントが点在する中新田商店街の観光地化に向けた組織の立ち上げを検討していきます。

さらに、消費生活の継続的な学習と実践活動を通して、家庭や地域内での生活の向上を推進する「加美町暮らしの研究会」事業や、適切な消費生活相談体制を維持するとともに、トラブルを未然に防ぐ啓発活動に努め、消費者の安全・安心を図っていきます。

(1) 商業活性化構想の推進

(2) 商店街にぎわいづくりの支援

(3) 商工業活動組織の育成と支援

(4) 官民連携の商店街活性化整備事業の推進

(5) 買い物サービスシステムの構築

(6) 地域企業産廃リサイクルシステムの支援

(7) 消費生活に関する相談・支援の充実

4. 工業の振興

宮城県が掲げる自動車関連産業、高度電子機械産業、食品・木材関連産業、半導体産業の企業誘致はもとより、地元企業とのビジネスマッチングによる新事業の創出や、町内企業の育成支援、地元新卒者の積極的な採用による若年層の雇用拡大と定住促進を図ることにより、本町における工業の振興、新産業創出に努めます。

また、宮城県や近隣自治体等の工業・産業の動向や社会情勢を適切に見極め、本町の産業振興に資するよう、需要の受け入れ態勢の整備などを柔軟に行っていきます。

(1) 工業の振興

5. 観光の振興

加美町の魅力である「自然環境」「食」「アクティビティー」「伝統文化」を最大限活用し、加美ファン・リピーターを増やすことで、地域の経済振興につなげます。同時に、町民が改めて自分たちが住んでいる地域に関心を持ち、その魅力や価値を再評価し、これまで以上に地元へ愛着を持ち、誇りを持つことに繋がるような観光振興を図ります。そのため、観光客の増加だけでなく、プロモーションや受入体制をソフト・ハード両面で強化し、観光関連団体との連携や民間の旅行会社等の協力も得ながら、町民参加での地域づくりも意識した施策を展開し、迎える町民と観光客が一体となった地域力の高い加美町を目指します。

- (1) 豊かな自然環境を活用した町内周遊の促進
- (2) 特色を活かした食のブランディング
- (3) 多様なアクティビティーの活用
- (4) 伝統文化による誘客促進
- (5) 外国人観光客に選ばれる観光地づくり
- (6) プロモーション手法の最適化
- (7) 受入体制の整備と役割の明確化

6. 雇用の確保と創出

加美町での就業を望む方が就職できる環境づくりを整えるため、企業の誘致、企業情報の提供や雇用情報提供の充実など、多面的な雇用機会の創出に努め、地域雇用の支援を進めます。

特に、若者の地域内定住促進のため、町内企業の地元新卒者の積極的な採用を推進し、若年層の雇用拡大と定住促進を図ります。また、デジタル人材の育成、起業支援、テレワーク環境整備・サテライトオフィス整備・ワーケーション環境整備等に対する支援を行い、様々な働き方を選択できる仕組みづくりを後押しします。

さらに、高齢者の就労支援や起業支援などを進め、新たな雇用の創出に努めるとともに、企業などにおける障がい者の雇用の促進を促進します。

- (1) 積極的な企業誘致活動の推進
- (2) 雇用情報の提供
- (3) 起業の支援
- (4) 就労支援の推進

7. 農村体験を通じた交流の推進

都市と農村の交流の継続と深化を相乗効果的に図るため、農業や観光施策等との連携のもと、体験農業やグリーン・ツーリズムなどの受け入れ体制の充実、強化を継続して支援します。交流活動の拠点である産直施設については、交流の継続や観光資源との連携を図り、農村地域の活性化を図ります。

また、地域の特性を活かした一体感を感じられるイベントを創設するなど、積極的な交流を推進し、誘客・リピーターの増加を図ります。

- (1) 産業交流活動拠点の充実
- (2) 交流、体験、滞在施設整備と運営
- (3) グリーン・ツーリズムの推進
- (4) 交流イベントの創設

【主要事業】

計画期間内 概算事業費 5,963百万円

施 策 名	事 業 名	事 業 の 概 要
1. 地場産業の振興	(1) 加美ブランドづくりの推進	・横断的研究組織の設立による地域集約型の産業の振興 ・地元企業、地場産業を活用した加美ブランドづくりの推進 ・農商工連携と6次産業化の推進
	(2) 食の交流事業の推進	・食文化の伝承と交流の場の提供や開催支援
	(3) 地場産業振興の推進	・生産者の交流の場づくりへの支援 ・加美町特産品の表示システム（認証制度外）の推進 ・地域特産品の販路拡大（通信販売含む）への支援 ・地域特産品の生産、開発、実践組織の育成支援 ・地場産品のふるさと納税返礼品への活用
	(4) 地域産業支援施設の整備、運営	・地場産品等の加工・展示・販売施設の整備、運営
	(5) 地産地消の促進	・町内飲食店や学校給食での地場産食材を活用した食の提供
	(6) 農林産物の放射性物質対策	・農林産物の放射性物質検査の支援
2. 農林水産業の振興	(1) 農林水産業振興体制の充実	・集落農業の組織体制づくりの支援 ・農業後継者支援と新規就農者支援 ・担い手や組織の育成・支援 ・環境保全型農林業の推進 ・有害鳥獣対策 ・特例作物を主体とした作付の推進 ・スマート農業等の新しい技術の導入促進や情報提供 ・地域計画の随時更新と実施による農地や担い手の確保
	(2) 各種情報提供の充実	・市況・流通情報、病虫害情報、気象情報、新品種・新技術など、農林業に関する情報のリアルタイムでの提供
	(3) 農業基盤整備の推進	・ほ場、ため池、かんがい排水、農道整備など農業生産基盤、環境基盤整備の推進 ・農地流動化・集約化の支援 ・耕畜連携の体制整備の推進
	(4) 畜産業の振興	・飼料生産基盤及び畜舎等の畜産基盤整備事業の推進 ・優良品種の導入等、家畜改良事業の支援
	(5) 園芸特産地支援事業の推進	・安全安心な作物の生産・販売の促進 ・園芸振興施設整備と価格安定対策の推進
	(6) 山菜の里づくりの推進	・山菜、椎茸などの育成と活用 ・山菜等の生産の推進

	(7) 林業の振興	・造林や除間伐等、適切な保育管理 ・林道等の基盤整備 ・立木の計画的な伐採の推進 ・森林が有する多面的な機能の維持 ・公益的機能別施業森林の整備推進 ・森林施業共同化の指導体制の強化等 ・関係機関と連携した森林施業共同化の指導体制の強化等 ・林業従事者の養成及び確保の推進 ・公共施設への木材の積極的な利活用
	(8) あゆの里づくりの推進	・アユ、ヤマメ、イワナなどの養殖やサケやアユのふ化・放流など水産資源の保護の支援 ・アユなどが自然排卵できる生息環境の整備
3. 商業の振興	(1) 商業活性化構想の推進	・中小企業・小規模企業振興基本計画の推進
	(2) 商店街にぎわいづくりの支援	・消費者を対象としたサービスの強化 ・中新田商店街の観光地化の推進
	(3) 商工業活動組織の育成と支援	・まちづくり運営組織の立ち上げ、育成 ・商工団体が行う取り組みに対する支援 ・産学官等による共同研究組織への支援 ・地域の資源及びビジネスアイデア等の活用による新商品の開発等を行う起業者の育成・支援
	(4) 官民連携の商店街活性化整備事業の推進	・商店街の環境整備と各種振興施策の実施 ・空き店舗対策の充実
	(5) 買い物サービスシステムの構築	・商店街のイベントや商品情報のインターネットでの公開、インターネット上での購入システム化の促進 ・共同宅配事業への支援 ・パッケージの工夫等による加美町独自の個性づくりの促進
	(6) 地域企業産廃リサイクルシステムの支援	・地域内の企業の産業廃棄物のリサイクルシステムの支援、減量化に向けた連携支援
	(7) 消費者生活に関する相談・支援の充実	・安全で安心な消費生活の推進 ・消費生活に関する相談体制及び啓発活動の充実
4. 工業の振興	(1) 工業の振興	・共同化・新技術（D X）導入による生産の効率化・省力化の推進 ・資金融資制度及び奨励金等の充実 ・他産業と連携した物産展、見本市等のイベント参画による販路拡大の推進 ・産学共同研究における新商品開発の体制支援 ・新たな工業団地の確保検討 ・自動車産業・高度電子機械産業・食品・木材関連産業・半導体産業に関連する企業誘致の促進 ・企業誘致の促進 ・産業間・異業種間・多世代間の交流支援による地域内産業の地産地消、経済循環の促進 ・県内外企業とのビジネスマッチングを通じた新事業の創出や業務拡大支援

5. 観光の振興	(1) 豊かな自然景観を活用した町内周遊の促進	・ストーリーや景観を組み合わせた企画造成 ・鳴瀬川ダムを活用した観光振興策の実施
	(2) 特色を活かした食のブランディング	・加美町の良質な水を活かした食材や商品の普及向上 ・観光客向け料理・食品の企画や普及活動
	(3) 多様なアクティビティーの活用	・アウトドア拠点の活用やアウトドアイベントの強化 ・雪を活用した取組や合宿の誘致
	(4) 伝統文化による誘客促進	・伝統文化・産業を活用した誘客促進 ・伝統文化・産業の担い手づくり
	(5) 外国人に選ばれる観光地づくり	・多言語化による環境整備、広域観光の推進
	(6) プロモーション手法の最適化	・観光情報のデジタル化や案内表示の充実、インバウンド対応を含めた戦略的広報活動の推進
	(7) 受入体制の整備と役割の明確化	・観光ガイドの育成、観光関連団体への支援 ・ニーズに対応した観光施設の充実、町内観光施設等の連携強化
6. 雇用の確保と創出	(1) 積極的な企業誘致活動の推進	・成長型産業の積極的誘致 ・地場産業と誘致企業への雇用奨励制度の充実 ・新たな工業団地の確保による地元雇用への展開
	(2) 雇用情報の提供	・無料職業紹介所の運営やハローワークとの連携による労働市場や雇用に関する情報提供
	(3) 起業の支援	・町内起業家やベンチャー企業への支援 ・創業支援等計画に基づく起業家支援体制の確立
	(4) 就労支援の推進	・技能技術の習得支援 ・若者等の就業支援 ・地域産業やデジタル活用を担う人材育成の促進 ・テレワーク環境整備等への支援 ・高齢者の持つ知恵、技の積極的活用ができる雇用情報の提供 ・高齢者雇用の促進
7. 農村体験を通じた交流の推進	(1) 産業交流活動拠点の充実	・都市農山村交流受入の支援 ・産直施設等活動拠点施設の整備の充実と維持管理
	(2) 交流、体験、滞在施設整備と運営	・滞在型宿泊施設の整備充実 ・水辺を活かした交流体験等施設及び事業の充実
	(3) グリーン・ツーリズムの推進	・多様な観光資源と連携した受け入れ組織・体制の支援
	(4) 交流イベントの創設	・地域特性を活かした町全体の一体感を高める交流イベントの創設

5 本当の学びを得られるまち

【施策体系】

1. 学校教育（「12年間の連続した学びの加美町モデル」）の推進

心身ともに健康で、知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成をめざし、生涯学習の基礎を培い、生きる力の育成に努めます。また、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期＝「学ぶ土台づくり」として捉え、家庭や認定こども園・保育園・幼稚園などのいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学するまでに、こどもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。その重点施策として、「学ぶ土台づくり」の推進、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康な体」の育成、「魅力ある学校づくり」の推進を図ります。また、県立中新田高校や宮城県などと連携し、12年間で培ってきた資質をもとに、加美町での特色ある学びや活動への協力体制を継続していきます。

さらに、発達段階に応じて、身につけさせたい「見えない学力」（非認知能力）の明確化と共有化を図りながらその醸成に努めるとともに、学校の魅力向上・活性化を通じて、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めます。

地域の文化や豊かな自然を誇りに思い、小さな頃から体感し、自らの知恵と希望により、創意工夫しながら学べる教育環境の整備・充実や、教育機会の提供に努めます。さらに安全で伸び伸びと心身の成長を育むことができる環境作りを進めるとともに、生きる力の基礎的な資質、能力を育成できるよう、幼児教育や学校教育の充実に努めます。

(1) 学ぶ土台づくりの推進

(2) 確かな学力の育成

(3) 豊かな心の育成

(4) 健康な体の育成

(5) 魅力ある学校づくりの推進

2. 生涯学習の推進

町民が、豊かな人間性を開花させるために、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」自由な意志に基づいて楽しく学べる機会と場を提供され、生きがいを持って生活することができ、また、学んだ成果が適切に発揮され、それらをもとに、町民相互の交流と連携を密にしながら、活力ある地域社会を形成していくことを目指し、生涯学習を推進していきます。

(1) 総合的な生涯学習推進体制の充実

(2) 生涯学習施設の充実

3. 家庭教育の充実

生涯学習の基盤となる「家庭教育」のあり方について、社会教育の観点から各家庭への教育力向上のため、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、その活動に携わる人材の育成に努めます。さらに、家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を認識し、連携しながら、こどもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていきます。

(1) 家庭教育の推進と充実

(2) 関係団体との連携と事業推進

4. 青少年の健全育成

図書館を中心に学校や児童館、ボランティア団体等と連携しながら、こどもが読書に親しむ環境づくりに努めます。

また、次代を担う青少年を健全に育成するため、多様な体験活動の機会の提供を図ります。また、学校、家庭、地域が一体となって取り組める体制づくりや、地域におけるボランティア人材の協力のもと、青少年健全育成とグループ活動の奨励、支援に努めます。

(1) こどもの読書活動環境の充実

(2) 少年教育の充実

(3) 青少年育成組織の充実

5. 社会教育の充実

町民が自ら取り組み、学び続ける学習機会を提供するなど、社会教育の充実に努めます。また、人と人との交流や地域資源を生かした交流活動に努めます。なお、3地域の基幹公民館機能は維持しつつ、引き続きそれぞれの特色を生かした面と、連携の面との両輪で社会教育活動を支援していきます。

また、図書館（室）それぞれの特色を生かし、周辺施設との連携も視野に入れながら、棲み分けと役割分担による機能の充実と維持を検討していきます。

(1) 公民館や地域づくりセンター等における主体的学習への支援

(2) 図書館における主体的学習への支援

(3) 社会教育活動支援事業の推進

(4) 青年の交流促進

6. 生涯スポーツの充実

町民自ら健康づくりに取り組み、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ施設などの利用促進や地域スポーツの振興に努めます。

(1) スポーツ基盤の整備

(2) スポーツ・レクリエーション活動支援事業の推進

(3) スポーツニーズへの幅広いプログラム提供

(4) スポーツ団体組織の育成と充実

7. 芸術・文化活動の支援と機会づくり

地域にある文化施設を核として、優れた芸術・文化に接する機会づくりに努めるとともに、町民が行う自主的な芸術・文化活動の支援を推進します。

(1) 芸術・文化鑑賞機会の充実

(2) 芸術・文化活動支援事業の推進

8. 文化財・伝統文化の保護・継承

地域にある貴重な文化財や伝統文化を町民共有の財産として適切に保護・継承していくとともに、これらを積極的に活用するため、公開の場の整備や伝統芸能などにかかわる活動機会の提供を行い、町民の文化財愛護意識の高揚を図ります。

(1) 埋蔵文化財の保存と調査

(2) 伝統文化の後継者育成と活動の支援

(3) その他地域文化財の保護と活用

(4) 既存文化財関係施設の統廃合を含めた新博物館等の検討

【主要事業】

計画期間内 概算事業費 10,296百万円

施策名	事業名	事業の概要
1. 学校教育 （「12年間の連続した学びの加美町モデル」）の推進	(1) 学ぶ土台づくりの推進	・幼児期における学ぶ土台づくりの啓発・推進 ・親子の愛着形成の推進 ・創意に満ちた幼児教育（遊び・豊かな体験）の推進 ・家庭や地域社会、関係機関との緊密な連携 ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続（遊びから学ぶから授業で学ぶへ）
	(2) 確かな学力の育成	・学ぶ力の向上を目指した個別最適な学びと協働的な学びの推進 ・基礎的な知識・技能の定着と活用する力を育成する指導の充実 ・ICT活用の充実 ・国際理解を育む教育の推進 ・家庭における学びの充実
	(3) 豊かな心の育成	・生きる力を育む志教育の推進 ・思いやりがあり感性豊かな子どもの育成 ・郷土を愛し、地域社会に貢献する力の育成 ・道徳教育の充実と自己解決力の育成 ・12年間を見通した非認知能力の醸成
	(4) 健康な体の育成	・健康な体づくり・基本的な生活習慣の定着 ・体力・運動能力の向上を図る学校体育の充実 ・食に関する指導の充実 ・心身の健康を育む学校保健の充実 ・学校・家庭・地域等の連携の充実
	(4) 魅力ある学校づくりの推進	・創意と活力に満ちた学校づくりの推進 ・子供や保護者の思いを反映する学校づくりの推進 ・いじめ・不登校の防止と組織的な対応の充実 ・教職員の資質能力の総合的な向上を図る研修の充実 ・働き方改革推進による教職員にとって働きがいのある学校の実現
2. 生涯学習の充実	(1) 総合的な生涯学習推進体制の充実	・計画の策定と実行 ・町民の自主的な生涯学習を促進するための多様な情報提供
	(2) 生涯学習施設の充実	・生涯学習施設の管理 ・町と地域団体の協働による施設の管理及び運営
3. 家庭教育の充実	(1) 家庭教育の推進と充実	・家庭教育の講座や学習機会の場の充実 ・家庭教育支援活動を行う団体の支援と人材育成
	(2) 関係団体との連携と事業推進	・子ども会育成会などの団体と連携促進
4. 青少年の健全育成	(1) こどもの読書活動環境の充実	・家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成のための環境づくりの促進

	(2) <u>少年教育の充実</u>	・体験活動の機会の提供 ・家庭・学校・地域の連携による地域学校協働活動の推進
	(3) <u>青少年育成組織の拡充</u>	・青少年育成団体の活動支援と人材育成
5. 社会教育の充実	(1) <u>公民館や地域づくりセンター等における主体的学習への支援</u>	・講座や教室の充実
	(2) <u>図書館における主体的学習への支援</u>	・講座やイベントの充実 ・障がい者サービスの充実 ・他市町村における図書館との相互貸借による利用機能の拡充
	(3) <u>社会教育活動支援事業の推進</u>	・社会教育団体やイベント等の充実
	(4) <u>青少年の交流促進</u>	・青年の交流促進の場の提供
6. <u>生涯スポーツの充実</u>	(1) <u>スポーツ基盤の整備</u>	・計画の策定と実行 ・学校施設の開放 ・運動やスポーツの指導者養成 ・働き方改革に伴うスポーツ活動体制の整備 ・体力・運動能力調査の実施
	(2) <u>スポーツ・レクリエーション活動支援事業の推進</u>	・多様なスポーツイベントの提供 ・ニュースポーツ・ファミリースポーツの普及・啓発
	(3) <u>スポーツニーズへの幅広いプログラム提供</u>	・世代別の運動やスポーツ活動の推進 ・障がい者スポーツの推進 ・各種団体の運動やスポーツ活動の支援
	(4) <u>スポーツ団体組織の育成と充実</u>	・各種スポーツ団体への支援
7. <u>芸術・文化活動の支援と機会づくり</u>	(1) <u>芸術・文化鑑賞機会の充実</u>	・芸術・文化に接する機会と発表の場の拡充
	(2) <u>芸術・文化活動支援事業の推進</u>	・芸術・文化活動を行う団体の支援
8. 文化財・伝統文化の保護・継承	(1) <u>埋蔵文化財の保存と調査</u>	・地域の豊富な埋蔵文化財の保護
	(2) <u>伝統文化の後継者育成と活動の支援</u>	・伝統文化の保護継承のための後継者の育成及び学校・地域と連携した人材育成
	(3) <u>その他地域文化財の保護と活用</u>	・豊かな地域文化財の保護と活用 ・文化財の公開と場の充実 ・文化財保護活動への支援
	(4) <u>既存文化財関係施設の統廃合を含めた新博物館の検討</u>	・地域の歴史民俗資料の保存・展示や学習の場の整備

6 協働と自立ができるまち

【施策体系】

1. 協働のまちづくりの推進

地域づくり活動に対する町民の参加意識の高揚と活動の推進を図るため、町民自らの発想と自らの手により自主的、主体的に取り組む地域づくり活動を支援し、研修機会の提供など、コミュニティの充実を図ります。

地域運営組織においては、コミュニティビジネスの創出により、地域の人材や企業等による共創を推進し、地域における新たな価値の創造、活性化を促進します。なお、新たな地域運営組織等の設立については、各地域の実情を調査検討したうえで、必要に応じた支援等を行い、自治力の向上・地域コミュニティの活性化を促進します。

また、町民によるまちづくり活動を盛んにするため、活動に資する情報提供や町民及び活動団体間のネットワークづくりなどの支援を行うとともに、町民提案型まちづくりの促進など、町民が主体となったまちづくり活動に対する支援の充実を図るとともに、「加美町協働のまちづくり推進に関する指針〜かみ活のススメ〜」による『協働のまちづくり』の周知、活性化に取り組みます。

(1) 町民主体の地域づくり活動の推進

(2) 町民によるまちづくり活動の推進

2. 国内外の交流の推進

地域間の交流を推進し、加美町の魅力を周知することで、関係人口と交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、継続性のある交流イベントなどを展開していきます。

また、県や関係機関等と連携して、グローバル化する社会変化に対応できる多様な価値観や発想力を持つ人づくりと、地域の魅力の再認識や、地域に対する誇りや愛着心の醸成を目指していきます。

(1) 国内外の交流の促進

(2) 関係機関と協働した交流推進のための団体及び人材育成

3. 男女共同参画の推進

男女共同参画の理念は、あらゆる施策に反映されるため、全庁的な認識の共有を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた講座やセミナー、相談事業等の充実及び関係団体や人的交流の促進による、本町の男女共同参画の推進を図ります。

また、家庭・学校・職場・地域における男女平等の意識啓発を行うとともに、防災・防犯、政策や方針決定の場への女性の参画の促進、家事や介護への男性の参画、男性の育児休暇の取得の向上、育児休暇からの社会復帰後も自分らしくいられる社会づくりなど、多角的な視点での施策を推進します。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や様々なハラスメント行為、個々の性に関する問題（LGBT）などに関する相談体制の強化やセミナー等を通じた啓発を図るなど、多様性を認め、あらゆる人が平等で、生きやすい社会づくりの構築を目指します。

(1) 男女共同参画の推進

(2) 男女共同参画社会の仕組みづくりの強化

4. 効率的な行政運営の推進

将来を見据えた質の高い行政サービス構築のため、実効性の高い行政改革を断行していく明確な方向性を示し、推進していきます。

また、アンケート調査などによる町民ニーズの把握に努めるとともに、政策形成過程におけるパブリックコメントの実施など、町政に関する各種情報提供による周知を図ります。さらに、経営資源の再配分の観点から、成果重視の仕事への転換を図り、町民への説明責任を通じた行政経営を行うとともに、働き方改革の推進等により、ワークライフバランスとキャリア形成の両面から意欲的に働ける職場環境づくりに取り組みながら、人材育成と職員の資質向上を進めていきます。さらに、「加美町DX推進計画」に基づき、情報リテラシーや財政状況も勘案しながら推進し、行政運営の効率化と町民の利便性の向上を図ります。なお、今後役場本庁舎の整備が控えていることから、庁舎機能の検討においても、同計画の内容を踏まえることで、より有効で適切なデジタル技術を活用したまちづくりの推進を進めていきます。

公共施設については、「加美町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化・総量縮減と施設配置の最適化・維持管理コストの削減を図るとともに、インフラについても維持管理コストの削減安全の確保を基本に、その維持管理や必要に応じた整備を進めていきます。

(1) 行政改革の推進

(2) 町民サービスの向上

(3) 業務の効率化・最適化

(4) 新たな社会基盤への対応

(5) 庁舎等公共施設の整備、再編

5. 健全な財政運営の推進

事務事業の優先性や緊急性などに配慮した選択と集約による財源の配分や、施設管理の効率化、公共施設の総合的な維持管理や長寿命化、民間資本や活力の活用・導入等に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開を進め、住民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。

また、公平かつ適正な課税を進めるとともに、納税機会の拡大による住民の利便性と収納率の向上に努めます。

同時に、町税の滞納繰越額を圧縮し、税負担の公平性と自主財源を確保するため、町税滞納者の生活実態を把握した納税指導や納税相談、滞納整理による収納強化に努めます。

(1) 中長期財政計画の整備

(2) 費用対効果を見極めた民間活力の導入

(3) 財政基盤の強化

6. 広域行政の推進

東日本大震災等の災害への対応で実感した自治体間の連携・協力体制をさらに強化し、相互連携と役割分担のもと、お互いの独自性を尊重しながらも、ライフラインの確保や災害時の対応等についての協力体制の構築や各種施策の連携を深めることで、魅力あふれる圏域づくりに努めていきます。

生活に必要な機能については、圏域全体で確保し、町民が安全・安心で快適な暮らしが送れることを目指します。また、若者が地域の魅力を実感し、これからもずっと住み続けたいと思える圏域づくりや、関係人口の拡大を進めていきます。

(1) 広域行政の推進

(2) 定住自立圏構想の推進

【主要事業】

計画期間内 概算事業費 5, 8 1 2百万円

施 策 名	事 業 名	事 業 の 概 要
1. <u>協働のまちづくりの推進</u>	(1) <u>町民主体の地域づくり活動の推進</u>	・ <u>地域運営組織の設立及び活動支援</u> ・ <u>研修会や講演会などによる人材育成の支援</u> ・ <u>地域ごとの実情や課題に即した自治力の成長に関する各種支援</u> ・ <u>地域おこし協力隊や集落支援員制度の活用・支援</u> ・ <u>地域運営組織の活動拠点（地域づくりセンター等）支援</u> ・ <u>コミュニティビジネスの体制づくり</u> ・ <u>地域資源の活用等の支援</u> ・ <u>企業等との協働による共創支援</u>
	(2) <u>町民によるまちづくり活動の推進</u>	・ <u>まちづくり活動における組織化と活動支援</u> ・ <u>町民提案型まちづくり事業の促進</u> ・ <u>まちづくり活動のリーダー育成の支援</u> ・ <u>広報紙やホームページ、SNS等による市民活動の助成等の提供</u> ・ <u>まちづくり活動支援拠点、ボランティアやNPO活動の支援体制の整備</u> ・ <u>各種団体間のネットワークの構築</u> ・ <u>活動を積極的に進めるための研修活動や人材育成の支援</u> ・ <u>NPO、ボランティア、民間等のまちづくりサポーターとの連携強化</u>
2. <u>国内外の交流の推進</u>	(1) <u>国内外の交流促進</u>	・ <u>地域間交流の推進</u> ・ <u>国際交流の推進</u> ・ <u>友好姉妹都市との交流事業の推進</u> ・ <u>交流イベントの開催と支援</u> ・ <u>関係機関と連携した青少年の海外派遣等の実施に向けた検討の推進</u>
	(2) <u>関係機関と協働した交流推進のための団体及び人材育成</u>	・ <u>国際交流協会等交流団体の活動支援</u> ・ <u>担い手などの人材育成、支援</u> ・ <u>海外研修経験者等の交流活動における人材登録の推進</u> ・ <u>国際化等に対応した派遣等による人材育成の推進</u> ・ <u>多様な分野における国際協力や人材招致活動の推進</u>
3. <u>男女共同参画の推進</u>	(1) <u>男女共同参画の推進</u>	・ <u>男女共同参画プランの推進</u> ・ <u>各種審議会や委員会への女性登用の推進</u> ・ <u>ダイバーシティ（多様性）の推進による生きやすい社会の環境整備</u> ・ <u>防災・防犯における女性参加の推進</u>
	(2) <u>男女共同参画社会の仕組みづくり</u>	・ <u>男女共同参画の推進体制の充実</u> ・ <u>男女平等意識の啓発</u> ・ <u>人権の尊重と相互理解の促進</u> ・ <u>加美町子ども子育て会議等の検討を通じた子育て</u>

		て環境の整備
4. 効率的な行政運営の推進	(1) 行政改革の推進	・行政改革に係る指針の策定 ・職員能力の人材育成と機能的な組織の形成 ・窓口業務の円滑化と町民利便性の向上 ・事業、施策等の適切な進行管理の徹底 ・政策形成過程におけるパブリックコメントの実施 ・情報開示請求への対応 ・町政の情報開示の強化
	(2) 町民サービスの向上	・行政手続きオンライン化の推進 ・マイナンバーカードの普及促進及び利用拡大 ・書かない窓口の運用拡大
	(3) 業務の効率化・最適化	・基幹系情報システムの標準化・共通化に向けたシステム移行 ・A I・R P Aを用いた職員業務量の削減 ・多様な勤務体系への対応 ・B P Rによる業務最適化 ・庁内ペーパーレス化の推進
	(4) 新たな社会基盤への対応	・地域課題解決に向けたデジタル実装 ・地域のデジタルデバイド解消に向けた取り組み ・デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し ・オープンデータ活用の推進
	(5) 庁舎等公共施設の整備、再編	・公共施設等総合管理計画の運用 ・新庁舎の整備と支所機能等の維持・再編 ・公共施設の統廃合及び利活用 ・遊休地（町有地）の利活用の推進
5. 健全な財政運営の推進	(1) 中長期財政計画の整備	・効率的な財政計画の推進
	(2) 費用対効果を見極めた民間活力の導入	・指定管理者制度の導入推進 ・P F I / P P P制度等の導入の検討
	(3) 財政基盤の強化	・補助金・起債・基金等を活用した適正な財源の確保 ・経費の節減 ・ふるさと納税の税収増に向けた取り組みの推進
6. 広域行政の推進	(1) 広域行政の推進	・大崎地域広域行政事務組合における広域行政の推進 ・国、県事業の積極的な活用
	(2) 定住自立圏構想の推進	・職員研修等による人材育成 ・圏域内の相互連携・交流や適正な機能分担

V 新町への宮城県の支援概要

新町の建設にあたっては、宮城県の支援が不可欠です。ここでは、県が主体となって実施する事業をはじめとして、その支援の概要について記載します。

(1) 支援の基本方針

「宮城県総合計画」では、中新田町・小野田町・宮崎町の3町を含む大崎広域圏の施策展開として「1 県北西部の発展を牽引する中核都市圏の形成」、「2 広大な農地と交通基盤を生かした地域産業の振興」「3 ゆとりと安らぎのある地域の創造」の3つの基本方向を定めています。そして、これらの実現のための方法のひとつとして、多様化する行政課題に的確に対応できる県政のパートナーとしての市町村の体制整備のために、自主的な市町村合併を支援することとされています。

宮城県では3町の合併が、地方分権時代に対応するために市町村の体制整備を志向して平成7年に改正された合併特例法の適用を受ける県内初の合併であることから、今後に引き続く県下の合併モデルとなるように新町の建設に向けて最大限の支援を行うこととされています。

(2) 支援策の概要

① 県事業の実施による支援

イ 新町の交通体系整備の支援

新町の、国道347号及び国道457号を骨格軸とする交通体系整備方針を踏まえて、関連する道路の整備や3町間の連携のために必要な道路の整備を、新町と協力して行われることを基本としています。

特に、広域的な交流人口を増加させることにより、この地域の発展を図るために不可欠である大崎地方と山形県村山地方を結ぶ国道347号の県境付近の道路改良と、新町から大崎市古川方面への道路の整備が取り組まれます。

また、新町内の公共施設等の拠点を連絡する道路の整備や、新町が豪雪地帯であることを考慮した冬期間の交通確保の観点から必要な整備を新町と協力して行われます。

【主な県事業】

- 国道347号道路改良（宇津野・柳瀬地区：平成28年度完了）
- 国道347号流雪溝設置（上区・下区：平成21年度完了、小瀬・門沢地区：平成24年度完了）
- 国道457号鳴瀬橋橋梁補修（舗装補修、高欄塗装：平成22年度完了）
- 県道小野田三本木線防雪柵設置（下区地区：平成20年度完了、月崎地区）
- 県道中新田三本木線道路改良（下新田地区：平成22年度完了）
- 県道柳沢中新田線道路改良（米泉・羽場地区）

- 県道鳴子小野田線道路改良（下小路地区）
- 町道本郷鶯沢線過疎代行（鶯沢橋架替：平成 22 年度完了）

ロ 新町の治山治水・交通安全対策の支援

新町住民の安全な暮らしが守られるように、新町と協力して対策が必要な箇所の把握を行い、優先度に応じて順次整備が行われます。

【主な県事業】

- 保安林改良
- 復旧治山
- 県道最上小野田線歩道設置（小泉地区：平成 17 年度完了）
- 一級河川鳴瀬川水系 3 河川の堆積土砂の浚渫

ハ 新町の農業基盤整備の支援

新町は、県内市町村で 5 番目に経営耕地面積が広い自治体となります。このため、県内農業の基盤強化という視点からも、生産基盤の充実や生産性向上に係る整備が新町と協力して推進されます。特に、継続事業については、早期完了に努められます。

【主な県事業】

- 県営ほ場整備事業（多田川地区：平成 20 年度完了、門沢小瀬地区：平成 26 年度完了、宮崎北部地区：平成 21 年度完了、宮崎東部地区：平成 17 年度完了、米泉地区：平成 17 年度完了、多田川左岸地区：平成 30 年度完了、下多田川地区：平成 22 年度完了）
- 県営ため池等整備事業（菜切谷地区：平成 19 年度完了、田谷地沼地区：平成 18 年度完了、蟬堰 2 期：平成 15 年度完了）
- 土地改良総合整備事業（小野田宮崎地区：平成 15 年度完了）
- 中山間地域総合整備事業（南鹿原地区：平成 29 年度完了）
- 農地整備事業（東鹿原地区：令和 5 年度完了、高城地区：令和 4 年度完了、小野田東部地区、月崎・清水地区）

ニ 新町の林業及び森林整備の支援

新町における森林原野面積は、国有林をはじめ約 338 km² となり、新町面積の 74 % を占め、特に新町内の県有林や新町有林面積は県内でも有数となります。

新町の森林資源を保全するための施策を行うとともに、補助事業なども活用しながら間伐材の有効利用や林業の担い手の拠点整備、あるいは、製炭品など特産林産物の生産施設の整備などが支援されます。

【主な県事業】

- 保安林改良（再掲）
- 復旧治山（再掲）

ホ 新町の高度情報化の支援

新町において取り組むこととしている住民と行政との双方向ネットワークの整備と県において取り組んでいる県機関と市町村を結ぶ高速大容量情報通信ネットワーク構築事業との連携の可能性について、新町と協力して検討されます。

【関連する県事業】

- みやぎハイパーウェブ構築事業（平成15年度接続完了）

② 補助事業等による支援

イ 新町の消防防災施設等整備の支援（県単独事業）

消防防災施設等の整備に要する経費について予算の範囲内において基準額の一定割合が補助されます。

ロ 新町の地域交通の確保のための支援（県単独事業）

新町において取り組むこととしている住民バスの運行について、既存補助制度の合併特例が適用対象となるなど必要な支援が行われます。

ハ 新町の高齢者福祉充実のための支援

新町において、今後、具体的に社会福祉法人等が特別養護老人ホームを整備する計画がある場合については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の見直しにあたって、優先的に検討されます。

三 その他の支援

新町において、今後、この建設計画に基づき産業施策や基盤整備等、各種事業を実施するために、国及び県の各種補助事業の要望がある場合は、平成14年1月28日に県において改正施行した「宮城県市町村合併推進要綱」に基づく合併重点支援地域及び合併市町村への支援施策等により、県事業においては優先採択が、国事業においては優先要望が積極的に検討されます。

③ 制度的支援

イ 新町・県合同政策調整会議（仮称）の設置による支援

新町の行政運営にあたっては、県との様々な調整が必要となると考えられます。

このため、建設計画の実施や権限移譲への対応、あるいは行財政運営全般にわたり新町と県との政策調整を図るために合同の会議を持ち、支援を受けます。

ロ 国民健康保険事業の広域化のための支援

市町村合併における保険者間の保険料平準化などに必要な資金を無利子貸し付けするため、「国民健康保険広域化等支援基金」が創設され、必要に応じて、新町を支援できる体制となります。（平成15年度で国民健康保険税の平準化が終了）

④ 人的支援

イ 専門的職員の派遣

新町において、今後、強化が必要な行政サービスを実施するにあたって、必要な専門的職員が不足する場合、新町の要望に基づき、一定期間、県職員を派遣することが検討されます。

⑤ 財政支援

イ 「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」による支援

新町において、旧町間の行政サービスの格差是正に要する経費や合併に伴う電算システム変更などに要する経費、あるいは建設計画に基づき、合併後５年以内に着手する各種施設整備に要する経費について総額５億円を上限に、毎年度予算の範囲内で交付されます。

ロ 「市町村振興資金」による支援

新町において行う公共施設の整備に対して、広域的連携によるものとして、一般資金（合併支援分）が貸し付けられます。

Ⅵ 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、効率的な公共施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次検討し整備していくことを基本とします。

さらに、新たな公共施設の整備にあたっては、行財政運営の効率化はもちろん、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共施設の有効利用・相互利用及びその後の維持管理経費、方法等を総合的に勘案し、町の公共施設等総合管理計画との整合性を図り、新町全体として地域の均衡ある発展と地域住民の福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるものとします。

なお、新町の庁舎については、当分の間、中新田町役場を本庁舎とし、小野田町役場を小野田庁舎、宮崎町役場を宮崎庁舎と呼称し、全ての庁舎に窓口サービスの低下を招かないよう、住民生活及び地域づくりに関係する機能の整備を図っていきます。

その上で、行政機能の強化を図るため、新庁舎の建設整備を推進します。

Ⅶ 財政計画

1 前提条件

財政計画は、新町として歳入・歳出の項目ごとに過去の実績等により、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、住民負担の軽減、サービス水準の向上等を反映させて普通会計（公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもの）ベースで策定しました。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

【 歳 入 】

（１） 地方税

地方税については、今後の経済の見通しを踏まえ、現行税制度を基本として算定しています。

なお、都市計画税は見込んでいません。

（２） 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。なお、見通しの立てにくい状況の中にあつて、現段階で想定される段階補正、及び人口減少による影響額のほか、地方債借入れに伴う交付税算入分を見込んでいます。

（３） 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

（４） 国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新町建設計画事業分を加えました。

さらに、合併に係る財政支援（合併市町村補助金、合併支援特別交付金）を見込んでいます。

（５） 繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金からの繰入金を見込んでいます。

（６） 地方債

地方債については、新町建設計画事業に伴う合併特例債、通常地方債及び臨時財政対策債、減税補てん債を見込んでいます。

なお、小野田地区、宮崎地区で展開される事業については、両地区が引き続き過疎地域と見なされることから、過疎対策事業債を見込んでいます。

【 歳 出 】

(1) 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込んでいます。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績等により算定し、合併による事務経費の削減効果を見込んでいるほか、新町建設計画事業分を加えています。

(3) 扶助費

扶助費については、高齢者福祉等の対応等を見込んで、過去の実績等により算定しています。

(4) 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定し、新町建設計画事業分を加えて見込んでいます。

(5) 公債費

公債費については、平成14年度までの地方債に係る償還予定額に、平成15年度以降の新町建設計画事業に伴う新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。

なお、後年度の財政負担の軽減を図るため、繰上償還を見込んでいます。

(6) 積立金

積立金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金への積立てのほか、合併後の地域振興のための「合併市町村振興基金」への積立てを見込んでいます。

(7) 繰出金

繰出金については、現行の特別会計への繰出金の推移を想定し、それぞれ積み上げて算定しています。

(8) 普通建設事業費等

普通建設事業費については、新町建設計画の普通建設事業を見込んでいます。
また、災害復旧事業費も含めています。

2 前期財政計画

(1) 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
町 税	2,323	2,319	2,313	2,392	2,530
地 方 譲 与 税	222	281	325	410	227
利 子 割 交 付 金	14	14	9	6	8
配当・株式等譲渡所得割交付金		4	7	7	8
地方消費税交付金	238	265	248	266	259
ゴルフ場利用税交付金	13	14	14	13	14
自動車取得税交付金	112	122	108	116	109
地方特例交付金	69	59	55	40	15
地 方 交 付 税	6,373	6,227	6,096	6,084	5,970
交通安全対策特別交付金	6	5	5	6	5
分担金及び負担金	13	14	12	11	28
使 用 料	405	380	391	183	187
手 数 料	17	17	18	17	17
国 庫 支 出 金	1,057	746	795	782	367
県 支 出 金	1,014	889	809	598	516
財 産 収 入	42	52	45	25	134
寄 附 金	2	1	4	2	4
繰 入 金	288	573	749	573	313
繰 越 金		251	242	371	245
諸 収 入	1,240	379	367	190	161
地 方 債	4,387	2,621	3,196	2,527	1,462
合 計	17,835	15,233	15,808	14,619	12,579

(2) 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人 件 費	2,986	2,968	2,859	2,830	2,785
扶 助 費	417	496	544	613	659
公 債 費	2,871	3,070	2,668	2,761	2,878
物 件 費	2,552	2,152	2,076	1,541	1,508
維 持 補 修 費	143	177	177	113	123
補 助 費 等	1,973	1,479	1,559	1,574	1,543
繰 出 金	1,089	1,367	1,195	1,225	1,249
積 立 金	283	302	503	753	487
投資及び出資金・貸付金	43	35	45	44	45
普 通 建 設 事 業 費 等	5,027	2,775	3,581	2,710	997
合 計	17,384	14,821	15,207	14,164	12,274

3 中期財政計画

(1) 歳入

(単位: 百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
町 税	2,515	2,446	2,423	2,490	2,560	2,636
地 方 譲 与 税	222	208	224	222	208	196
利 子 割 交 付 金	8	6	6	4	4	4
配当・株式等譲渡所得割交付金	3	3	3	3	3	12
地方消費税交付金	243	256	256	247	241	239
ゴルフ場利用税交付金	10	8	7	5	5	4
自動車取得税交付金	94	60	57	51	80	76
地方特例交付金	28	43	57	44	7	7
地 方 交 付 税	6,400	6,417	6,894	7,257	6,852	6,947
交通安全対策特別交付金	5	5	5	5	4	5
分 担 金 及 び 負 担 金	27	20	20	22	18	16
使 用 料	180	169	172	178	194	209
手 数 料	16	15	14	14	15	14
国 庫 支 出 金	526	1,673	1,242	825	748	788
県 支 出 金	436	511	521	736	869	914
財 産 収 入	72	36	37	63	62	86
寄 附 金	3	1	4	2	2	48
繰 入 金	228	129	20	152	50	83
繰 越 金	155	143	263	525	504	399
諸 収 入	189	181	169	278	196	234
地 方 債	1,310	1,413	1,591	954	933	1,122
合 計	12,670	13,743	13,986	14,078	13,554	14,038

(2) 歳出

(単位: 百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人 件 費	2,611	2,484	2,398	2,424	2,418	2,233
扶 助 費	662	700	989	1,056	1,095	1,121
公 債 費	2,974	2,648	2,482	2,398	2,272	2,220
物 件 費	1,506	1,733	1,688	1,899	1,895	1,973
維 持 補 修 費	111	187	206	263	238	251
補 助 費 等	1,599	2,026	2,207	1,659	1,794	1,686
繰 出 金	1,335	1,378	1,542	1,508	1,495	1,476
積 立 金	128	315	487	677	294	470
投資及び出資金・貸付金	68	57	57	62	61	53
普通建設事業費等	1,423	1,743	1,053	1,247	1,264	1,637
合 計	12,417	13,271	13,111	13,193	12,824	13,118

4 後期財政計画

(1) 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
町 税	2,642	2,570	2,645	2,647	<u>2,642</u>
地 方 譲 与 税	188	197	194	194	<u>195</u>
利 子 割 交 付 金	4	3	2	3	<u>2</u>
配当・株式等譲渡所得割交付金	15	15	7	14	<u>9</u>
地方消費税交付金	292	477	421	432	<u>454</u>
ゴルフ場利用税交付金	4	4	4	4	<u>4</u>
自動車取得税交付金	35	48	46	62	<u>58</u>
地方特例交付金	6	8	8	9	<u>12</u>
地 方 交 付 税	6,581	6,218	5,822	5,603	<u>5,694</u>
交通安全対策特別交付金	4	4	4	3	<u>3</u>
分担金及び負担金	18	22	18	14	<u>17</u>
使 用 料	207	206	192	194	<u>198</u>
手 数 料	14	15	15	14	<u>14</u>
国 庫 支 出 金	870	831	917	909	<u>756</u>
県 支 出 金	756	1,235	857	754	<u>755</u>
財 産 収 入	257	138	208	74	<u>85</u>
寄 附 金	4	18	16	67	<u>18</u>
繰 入 金	97	388	626	698	<u>909</u>
繰 越 金	520	504	582	498	<u>356</u>
諸 収 入	215	456	156	204	<u>166</u>
地 方 債	1,399	1,335	1,295	1,209	<u>1,350</u>
合 計	14,129	14,692	14,036	13,607	<u>13,697</u>

(2) 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 件 費	2,249	2,260	2,209	2,223	2,181
扶 助 費	1,248	1,238	1,468	1,448	1,410
公 債 費	2,104	1,936	1,738	1,708	1,689
物 件 費	1,997	2,081	2,250	2,163	2,252
維 持 補 修 費	284	247	239	288	283
補 助 費 等	1,676	1,958	1,788	1,974	2,417
繰 出 金	1,465	1,510	1,517	1,493	1,546
積 立 金	133	386	83	105	94
投資及び出資金・貸付金	69	56	55	55	61
普 通 建 設 事 業 費 等	1,980	1,939	1,721	1,453	1,211
合 計	13,206	13,610	13,067	12,911	13,144

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町 税	<u>2,740</u>	<u>2,666</u>	<u>2,600</u>	<u>2,653</u>	<u>2,680</u>	<u>2,482</u>
地 方 譲 与 税	<u>203</u>	<u>212</u>	<u>215</u>	<u>216</u>	<u>218</u>	<u>225</u>
利 子 割 交 付 金	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
配当・株式等譲渡所得割交付金	<u>10</u>	<u>12</u>	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>18</u>	<u>10</u>
地 方 消 費 税 交 付 金	<u>429</u>	<u>523</u>	<u>562</u>	<u>564</u>	<u>549</u>	<u>530</u>
ゴルフ場利用税交付金	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>2</u>
自動車取得税・環境性能割交付金	<u>40</u>	<u>18</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	<u>26</u>	<u>22</u>
法 人 事 業 税 交 付 金		<u>12</u>	<u>34</u>	<u>50</u>	<u>53</u>	<u>52</u>
地 方 特 例 交 付 金	<u>62</u>	<u>25</u>	<u>54</u>	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>105</u>
地 方 交 付 税	<u>5,468</u>	<u>5,764</u>	<u>5,971</u>	<u>5,716</u>	<u>5,740</u>	<u>5,533</u>
交通安全対策特別交付金	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>3</u>
分 担 金 及 び 負 担 金	<u>17</u>	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>37</u>
使 用 料	<u>163</u>	<u>128</u>	<u>127</u>	<u>139</u>	<u>131</u>	<u>113</u>
手 数 料	<u>14</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>12</u>
国 庫 支 出 金	<u>1,013</u>	<u>4,029</u>	<u>1,961</u>	<u>1,891</u>	<u>1,731</u>	<u>1,317</u>
県 支 出 金	<u>726</u>	<u>858</u>	<u>1,075</u>	<u>868</u>	<u>754</u>	<u>808</u>
財 産 収 入	<u>66</u>	<u>86</u>	<u>196</u>	<u>299</u>	<u>85</u>	<u>90</u>
寄 附 金	<u>45</u>	<u>97</u>	<u>161</u>	<u>177</u>	<u>240</u>	<u>250</u>
繰 入 金	<u>942</u>	<u>844</u>	<u>546</u>	<u>715</u>	<u>758</u>	<u>888</u>
繰 越 金	<u>283</u>	<u>240</u>	<u>336</u>	<u>501</u>	<u>537</u>	<u>324</u>
諸 収 入	<u>236</u>	<u>241</u>	<u>311</u>	<u>270</u>	<u>183</u>	<u>273</u>
地 方 債	<u>1,302</u>	<u>976</u>	<u>1,250</u>	<u>851</u>	<u>793</u>	<u>963</u>
合 計	<u>13,765</u>	<u>16,764</u>	<u>15,473</u>	<u>15,005</u>	<u>14,552</u>	<u>14,040</u>

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 件 費	<u>2,163</u>	<u>2,746</u>	<u>2,683</u>	<u>2,615</u>	<u>2,591</u>	<u>2,819</u>
扶 助 費	<u>1,547</u>	<u>1,426</u>	<u>1,911</u>	<u>1,637</u>	<u>1,738</u>	<u>1,654</u>
公 債 費	<u>1,633</u>	<u>1,573</u>	<u>1,488</u>	<u>1,434</u>	<u>1,402</u>	<u>1,314</u>
物 件 費	<u>2,385</u>	<u>2,003</u>	<u>2,161</u>	<u>2,249</u>	<u>2,250</u>	<u>2,552</u>
維 持 補 修 費	<u>216</u>	<u>316</u>	<u>338</u>	<u>250</u>	<u>259</u>	<u>498</u>
補 助 費 等	<u>1,864</u>	<u>4,729</u>	<u>2,326</u>	<u>2,067</u>	<u>1,887</u>	<u>2,575</u>
繰 出 金	<u>1,550</u>	<u>1,500</u>	<u>1,529</u>	<u>1,546</u>	<u>1,599</u>	<u>1,008</u>
積 立 金	<u>78</u>	<u>152</u>	<u>420</u>	<u>503</u>	<u>441</u>	<u>209</u>
投資及び出資金・貸付金	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>55</u>
普 通 建 設 事 業 費 等	<u>1,884</u>	<u>1,618</u>	<u>1,591</u>	<u>1,712</u>	<u>1,625</u>	<u>1,343</u>
合 計	<u>13,375</u>	<u>16,118</u>	<u>14,502</u>	<u>14,068</u>	<u>13,847</u>	<u>13,977</u>

5 終期財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
町 税	2,562	2,566	2,584	2,598
地 方 譲 与 税	220	220	220	220
利 子 割 交 付 金	1	1	1	1
配当・株式等譲渡所得割交付金	10	10	10	10
地 方 消 費 税 交 付 金	600	620	620	620
ゴルフ場利用税交付金	1	1	1	1
自動車取得税・環境性能割交付金	18	18	18	18
法 人 事 業 税 交 付 金	50	50	50	50
地 方 特 例 交 付 金	18	18	18	18
地 方 交 付 税	5,768	5,628	5,528	5,520
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3
分 担 金 及 び 負 担 金	30	30	30	30
使 用 料	111	111	111	111
手 数 料	10	10	10	10
国 庫 支 出 金	1,646	1,511	1,426	1,441
県 支 出 金	901	911	911	911
財 産 収 入	103	103	103	103
寄 附 金	311	311	311	311
繰 入 金	1,106	1,276	1,331	1,004
繰 越 金	152	152	152	152
諸 収 入	302	300	300	300
地 方 債	866	1,406	1,553	930
合 計	14,789	15,256	15,291	14,362

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人 件 費	2,765	2,780	2,780	2,780
扶 助 費	2,058	2,088	2,118	2,148
公 債 費	1,331	1,263	1,243	1,124
物 件 費	3,120	2,800	2,560	2,560
維 持 補 修 費	612	512	512	562
補 助 費 等	2,013	2,013	2,013	2,013
繰 出 金	1,059	1,059	1,059	1,059
積 立 金	264	264	264	264
投資及び出資金・貸付金	65	65	65	65
普 通 建 設 事 業 費 等	1,468	2,381	2,591	1,735
合 計	14,755	15,225	15,215	14,310

※令和5年度までは実績値、令和6年度以降は推計値を記載しています。※端数処理のため合計が合わない場合があります。

新 町 建 設 計 画

(変更計画書)

令和7年3月

宮城県加美町

編集・発行：加美町企画財政課

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

電話：0229-63-3115

FAX：0229-63-2037

e-mail：kikakuzaisei@town.kami.miyagi.jp